MORINOMIYAKO SHINKIN BANK

# 杜の都信用金庫 REPORT 2024

ディスクロージャー誌

杜の都信用金庫

# 経営理念・経営姿勢



## 杜の都信用金庫は
## 笑顔と笑顔の
## 「絆」をたいせつにしてまいります。

私たちは、地域と ともにあゆみ、人に、街に、やさしく、お客さまとの「絆」をたいせつに、地域のお役に立つことをしてまいりたいと考えております。

## 経営理念

**中小企業の健全な発展**

地域の中小企業の健全で継続的な発展に向け、お取引先の支援・再生に積極的に取り組みます。

**豊かな国民生活の実現**

地域の皆さまの豊かで夢のある生活が実現できますよう、お手伝いします。

**地域社会繁栄への奉仕**

地域経済社会の繁栄に貢献するとともに、自然や環境をたいせつにします。

## 経営姿勢

**杜の都信用金庫は…**

地域金融機関としての公共性と社会的責任を自覚し、特に個人情報の管理を厳格に行うなど、コンプライアンスを遵守するとともに、地域の皆さまから一層の信頼をいただけるようガバナンスの向上を図り、もって健全で透明性の高い経営を行ってまいります。

**杜の都信用金庫は…**

お取引先との日頃からのコミュニケーションをたいせつにし、地域の皆さまの必要とする金融サービスをタイムリーに提供するなど、常に地域の皆さまの立場に立った経営を行ってまいります。

**杜の都信用金庫の役職員は…**

自然や環境をたいせつにし、地域社会の繁栄に奉仕するという誇りと情熱を持って業務に取り組み、明るく活力ある職場を作ってまいります。

## 杜の都信用金庫のご紹介

2024年6月末現在

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 杜の都信用金庫 |
| 本店所在地 | 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目5番30号 |
| 理 事 長 | 星　倫市 |
| 設　　立 | 1932年（昭和7年）10月3日 |
| 出 資 金 | 2,498,818千円 |
| 会 員 数 | 37,725名 |
| 店 舗 数 | 26店舗および店舗外ATM10ヶ所 |
| 役職員数 | 252人 |
| 営業地区 | 宮城県の下記市町村 |

10市

仙台市・塩竈市・大崎市・名取市・岩沼市・多賀城市
登米市（但し、旧本吉郡津山町を除く）・栗原市
東松島市（但し、旧桃生郡矢本町を除く）・富谷市

6郡

柴田郡/柴田町・大河原町・村田町・川崎町
亘理郡/亘理町・山元町
宮城郡/利府町・七ヶ浜町・松島町
黒川郡/大郷町・大和町・大衡村
加美郡/加美町・色麻町
遠田郡/涌谷町・美里町

＊本誌は信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成 したディスクロージャー誌です。本誌に記載の比率、金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

# もっともっと、「しんきん感」向上宣言！

## お客さまや地域への感謝の気持ちとともに「もっとも相談しやすい地元のしんきん」を目指して

皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から杜の都信用金庫をご支援・お引き立て賜りまして、誠にありがとうございます。

当金庫の経営姿勢、財務状況等を皆さまにわかりやすくお知らせするために、今年もディスクロージャー誌「杜の都信用金庫REPORT2024」をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和5年度は、当金庫を支えてくださっているお客さまや地域への感謝の気持ちとともに、「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」であるという原点のもと、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」を目指して、お客さま本位の金融商品・サービスのご提供のほか、社会貢献や文化活動等にも積極的に取り組んでまいりました。その結果、地域の皆さまの力強いお引き立てに支えられまして、おかげさまで業績も順調に推移し、預金と貸出金の合計残高が1兆円を超えるとともに、当期純利益も15期連続で黒字を確保することができました。

さて、令和6年度は、今後3年間にわたる第7次中期経営計画のスタートの年となります。引き続き、"もっともっと、「しんきん感」向上宣言！"のスローガンを掲げ、当金庫を支えてくださっているお客さまや地域への感謝の気持ちとともに、地域の皆さまのお役に立てるよう誠心誠意取り組んでまいりたいと存じます。

これからも、「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」であるという原点のもと、地域やお客さまとの信頼関係をより強固なものとして、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」を目指し、全役職員が一丸となって地域やお客さまの発展に貢献できるよう取り組んでまいりますので、より一層のご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和6年7月

杜の都信用金庫

理事長　星　倫市

MORINOMIYAKO SHINKIN BANK

# 2023年度の事業の概況について

「第6次中期経営計画」（2021～2023年度）の最終年度となる2023年度（令和5年度）は、「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」であるという原点のもと、「地域やお客さまとの深度あるコミュニケーションにより把握した実態を踏まえ、課題解決に向けた価値ある提案を考え実行する『コンサルティング対応』の強化と、これを通じた円滑な資金供給や貸出金利の適正なプライシングを実現するとともに一層の経営効率化を進め、収益性の向上を図りつつ、『もっとも相談しやすい地元のしんきん』としての持続可能なビジネスモデルを確立していく。」という基本方針のもと、“もっともっと、「しんきん感」向上宣言！”というスローガンを掲げ、当金庫を支えてくださっているお客さまや地域への感謝の気持ちとともに次の3つの重要課題に取り組んでまいりました。

①お取引先や地域の持続可能かつ豊かな未来の創造に向けて、「もりしん」ビジネスモデルを徹底して実践し、リレーションシップの強化を図る。

②収益性、生産性・効率性の向上を図り、健全な財務体質を確保するとともに、法令等を厳格に遵守した適切な業務運営に努める。

③一人ひとりが時代の変化に対応し、お客さまや地域の幸せづくりと持続的発展に貢献できる人財となるよう育成するとともに、人的資本の充実に向けた取組みを実践していく。

また、引き続き、信用金庫の原点を踏まえ、地域やお客さまとのコミュニケーションを一層深化させ、お取引先の資金繰り支援・本業支援をはじめ、お客さま本位の良質な金融商品・サービスをタイムリーに提供するなど、当金庫の独自性・特性を最大限に発揮しながら、強固な経営基盤を築いていくことに努めてまいりました。

具体的には、コンサルティングの強化という観点から、保有資産の運用や資産承継、相続対応等に課題を抱えているお取引先の支援として構築した「もりしんプラットフォーム」の活用や信金業界販路拡大支援ウェブサイト「東北しんきんビジネスクラブ“笑談.com”」の利用促進など、外部機関と連携して「ビジネスマッチング業務」、「相続・事業承継相談業務」等の取扱いを推進してまいりました。また、貸出関連では、お取引先の業況等について継続的にきめ細かく実態を把握し、事業ニーズにかなった資金繰り支援に注力してまいりましたほか、個人向けカードローンについてWEB完結型の取扱いを開始する等、お客さまの利便性向上を図ってまいりました。預金関連では、期間限定キャンペーンで懸賞付定期預金「杜の都でっかい夢定期」や店頭表示金利の9倍を適用する「もりしん夢プラン積金」を取り扱いました。

地域社会貢献としては、文化芸術振興の分野で「県民ロビーコンサート」ネーミングライツなどの様々な協賛事業にも積極的に参画させていただきましたほか、当金庫の店舗が所在する自治体に対して「企業版ふるさと納税」を活用した寄附を行うなど、自治体との連携強化にも取り組みました。

## 『杜の都しんきん』第7次中期経営計画

当金庫は、「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」であるという原点のもと、2024年度から新たにスタートした「第7次中期経営計画」（2024～2026年度）に取り組み、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」として、地域やお客さまが抱える課題解決に尽力することで信頼関係をより強固なものとし、地域やお客さまの持続的発展に貢献していくことを目指してまいります。

「第7次中期経営計画」の初年度となる2024年度は、引き続き、“もっともっと、「しんきん感」向上宣言！”のスローガンのもと、「もりしん」ビジネスモデルを徹底することで、地域やお客さまとのコミュニケーションを一層深化させ、お客さま本位の良質な金融商品・サービスをタイムリーに提供するなど、地域やお客さまの持続的発展に貢献できるよう、事業を推進してまいります。

## 『杜の都しんきん』第7次中期経営計画（2024年度～2026年度）

**“もっともっと、「しんきん感」向上宣言！”**
**～お客さまや地域への感謝の気持ちとともに～**

### 目指すべき姿

「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」であるという原点のもと、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」として、地域やお客さまが抱える課題解決に尽力することで信頼関係をより強固なものとし、地域やお客さまの持続的発展に貢献していく。

### 基本方針

地域やお客さまとの深度あるコミュニケーションにより把握した実態を踏まえ、課題解決に向けた価値ある提案を考え実行するコンサルティング力の発揮と、これを通じた円滑な資金供給や貸出金利の適正なプライシングを実現するとともに一層の経営効率化を進め、収益性の向上を図りつつ、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」としての持続可能なビジネスモデルを確立していく。

### ３つの重要戦略

地域やお客さまの持続可能性の向上に向けて、将来を見据えつつ独自性・特性を最大限に発揮し、価値ある課題解決策の提案と円滑な資金供給に取り組むことを通じ、“しんきん感”にあふれ、地域になくてはならない金融機関として、より一層“もりしん”の存在感を高めていく。

地域やお客さま本位の経営を持続可能とするための強固な経営基盤の構築に向けて、収益性、生産性・効率性、健全性等の向上に取り組むことを通じ、“しんきん感”にあふれ、安心できる金融機関として、より一層“もりしん”の信頼度を高めていく。

地域やお客さま本位の活動を職員一人ひとりが持続可能とするための組織づくりに向けて、時代の変化に対応し地域やお客さまの課題解決に貢献できる人財の育成や働き方改革等に取り組むことを通じ、“しんきん感”にあふれ、選ばれる金融機関として、より一層“もりしん”の好感度を高めていく。

## 2024年度事業計画　重要課題

### お取引先や地域の持続可能かつ豊かな未来の創造に向けて、「もりしん」ビジネスモデルを徹底して実践し、リレーションシップの強化を図る。

お客さまや地域とのコミュニケーションを一層深化することにより、お客さまや地域が抱える様々な課題の把握と解決に迅速に取り組み、地域になくてはならない金融機関としての存在感を更に高めていく。

(1)　徹底した顧客訪問によりお客さまや地域が抱えるニーズや課題を迅速かつ的確に把握し、外部機関との連携を図りつつ、本部営業部店が一体となってその解決に取り組むなど、当金庫の独自性・特性を最大限に発揮していく。　**（「もりしん」ビジネスモデルの徹底）**

(2)　お客さま毎の課題等に応じて円滑な資金供給や事業承継・販路拡大支援等の付加価値の高い提案を提供するなど、お客さまにとって最適な本業支援や経営改善支援等に取り組み、地元企業の持続可能性の向上に貢献していく。　**（もりしんプラットフォームの活用）**

(3)　ライフスタイルや多様化するニーズに応じた良質な金融商品・サービスを提供し、高齢者層や次世代層を含む幅広いライフステージにおけるお客さまの豊かな生活の持続可能性の向上に貢献していく。　**（確固たる顧客基盤の構築）**

### 収益性、生産性・効率性の向上を図り、健全な財務体質を確保するとともに、法令等を厳格に遵守した適切な業務運営に努める。

経営の透明性・健全性の確保ならびに内部管理態勢の強化等を図り、持続可能な安心できる金融機関として、信頼度を更に高めていく。

(1)　価値ある課題解決策の提案や円滑な資金供給を通じて貸出金利の適正なプライシングを実現するほか、効率的な組織運営やＤＸ等の生産性の向上に資する取組みを推進し、安定した収益と将来にわたる健全性の確保に努める。

(2)　お客さまの利益保護と利便性向上のために顧客保護管理態勢の強化を図るとともに、法令や業務上の諸規則、社会的規範等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に徹する。

(3)　マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の質の向上等により、犯罪収益拡大の未然防止に向けて内部管理態勢の強化を図るとともに、取引時確認やモニタリング等の対応を徹底する。

### 一人ひとりが時代の変化に対応し、お客さまや地域の幸せづくりと持続的発展に貢献できる人財となるよう育成するとともに、人的資本の充実に向けた取組みを実践していく。

お客さまや地域の様々なニーズや課題にスピーディに応えられる多様な人財を育成するとともに、役職員一人ひとりの個性や能力を最大限に活かし、当金庫の企業価値を更に高めていく。

(1)　全役職員一人ひとりが率先して自己啓発と自己研鑽に励み、「気付き」と「創意工夫」と「熱意」をもって、日々の業務と新たな挑戦に取り組む。

(2)　お客さまや地域の課題解決に必要な知識やノウハウ等を習得するための研修制度の充実を図り、コンサルティング力や連携先とのコーディネート力を有する「信用金庫人」を育成する。

(3)　女性活躍推進やワーク・ライフ・バランスなど「働き方改革」の更なる深耕を図り、能力を発揮し働き続けられる職場環境づくりに取り組む。

MORINOMIYAKO SHINKIN BANK

# 2023年度の決算状況について

## 業績について

預金は、懸賞付定期預金「杜の都でっかい夢定期」等の企画商品がご好評いただいたことなどから個人預金は増加しましたが、法人預金が減少したことから、前期比98億円減少の6,327億円となりました。

貸出金は、お客さま毎の課題等に応じた円滑な資金供給や付加価値の高い提案のほか、お客さまにとって最適な本業支援や経営改善支援に努めてまいりましたことから、前期比204億円増加の3,725億円となりました。

（単位:億円）

| | 2023年3月末 | 2024年3月末 |
|---|---|---|
| 預金残高 | 6,425 | 6,327 |
| 貸出金残高 | 3,520 | 3,725 |

［預金残高］

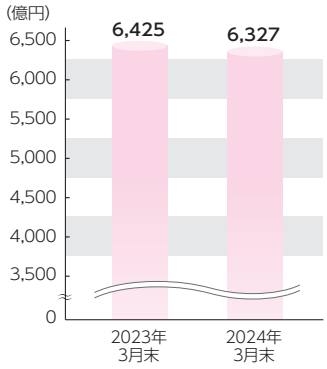


［貸出金残高］

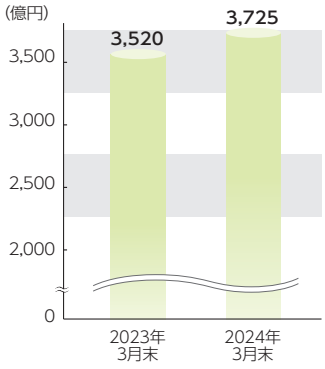


## 収益について

業務純益及び当期純利益は、経費が増加したものの、資金運用収益が増加し、与信関係費用が減少したことにより、業務純益は前期比329百万円増加の1,377百万円、当期純利益も前期比192百万円増加の620百万円となりました。

（単位:百万円）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 業務純益 | 1,048 | 1,377 |
| コア業務純益 | 1,347 | 1,468 |
| 当期純利益 | 427 | 620 |

［業務純益］

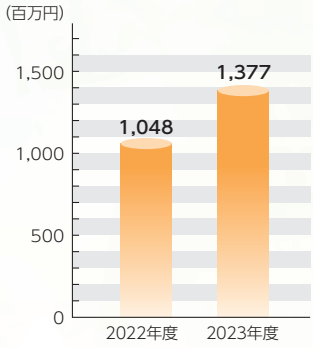


［コア業務純益］

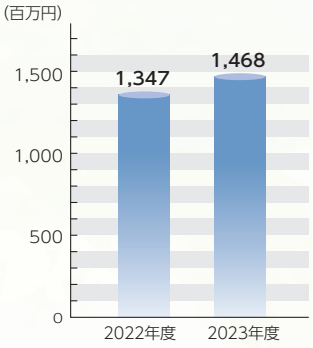


［当期純利益］

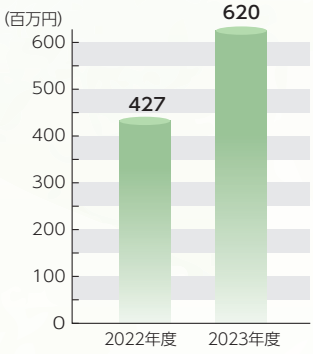

(注) コア業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額及び国債等債券損益を除いて算出され、金融機関の本来業務から得られる利益のことです。

## [ 業種別貸出金残高の内訳 ]

① **地方公共団体**
116,379百万円／31.2%

② **不動産業**
105,140百万円／28.2%

③ **個人**(住宅・消費・納税資金等)
51,632百万円／13.8%

④ **建設業**
27,715百万円／7.4%

⑤ **その他のサービス**
15,032百万円／4.0%

⑥ **卸売業、小売業**
14,316百万円／3.8%

⑦ **金融業、保険業**
12,211百万円／3.2%

⑧ **製造業**
5,348百万円／1.4%

⑨ **飲食業**
5,328百万円／1.4%

⑩ **医療、福祉**
5,165百万円／1.3%

⑪ **運輸業、郵便業**
3,538百万円／0.9%

⑫ **農業、林業**
2,426百万円／0.6%

⑬ **宿泊業**
2,254百万円／0.6%

⑭ **生活関連サービス業、娯楽業**
2,088百万円／0.5%

⑮ **教育、学習支援業**
1,593百万円／0.4%

⑯ **物品賃貸業**
926百万円／0.2%

⑰ **学術研究、専門・技術サービス業**
599百万円／0.1%

⑱ **情報通信業**
552百万円／0.1%

⑲ **漁業**
195百万円／0.0%

⑳ **鉱業、採石業、砂利採取業**
53百万円／0.0%

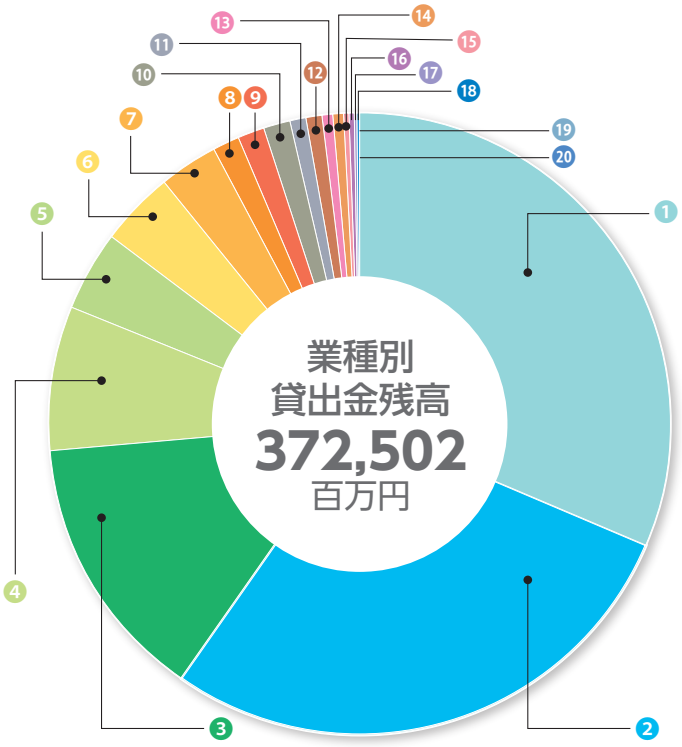

# 復興から創生へ



当金庫は、東日本大震災発生以降、復興・再生に取り組む多くの人々に最大限の支援を行うとともに、地域やお客さまの更なる成長・発展に向けた取組みを行うことを最優先してまいりました。

震災発生から13年余りが経過しましたが、地域に根ざした金融機関として引き続き、復興・再生、そして「地方創生」に向けたお手伝いをさせていただければと、当金庫は日々努力してまいります。

## 地域の皆さまとの絆を強く、より深く

緑あふれる故郷、こどもたちの元気な声、笑顔、笑顔。そんなエネルギッシュな宮城にしていくために皆さまとともに歩み続け、サポートする杜の都信用金庫です。

## 地方創生に向けた当金庫の取組み

当金庫は、地域の稼ぐ力や雇用の創出につながる「まち・ひと・しごとの創生」に資する取組みをより一層推進していくことが必要であるとの認識のもと、中小企業の経営改善・事業再生支援など地域産業の活性化や顧客会員組織の活性化、観光振興の推進等に取り組んでおります。

当金庫は、塩竈市（2023年3月20日締結）、多賀城市（2018年1月29日締結）、塩釜商工会議所（2016年3月31日締結）、多賀城・七ヶ浜商工会（2016年3月30日締結）と包括連携協定を締結しております。

## 大崎市に対する「企業版ふるさと納税」を活用した寄附金の贈呈式が行われました。

令和5年5月10日（水）、当金庫は大崎市に対して、「第2期大崎市まち・ひと・しごと創生推進計画」事業を応援し、地域経済社会の発展に貢献することを目的として寄附金を贈呈し、その贈呈式が行われました。

## 運転免許証を自主返納された塩竈市内にお住いのご高齢者さま向けに運転免許証返納定期預金の取扱いを開始しました。

令和5年3月、当金庫は地域活性化に向けた取組みの一環として、塩竈市と「包括連携協定」を締結し、同年4月3日（月）から、運転免許証を自主返納された塩竈市内にお住まいの満65歳以上のお客さま向けに優遇金利が付いた運転免許証返納定期預金の取扱いを開始しました。

## 【特徴的な取組み】「お客さまの課題解決に向けて」 杜の都信用金庫では、お客さまの課題解決を支援します。

● 近年、地域金融機関には、預金・貸出金といった単なる資金仲介業務だけでなく、お客さまの課題解決に向けた、いわゆる「本業支援」の役割が強く求められております。
また、東北各地で生み出される様々な業界の商品・サービス・情報が一堂に会するビジネスフェア「ビジネスマッチ東北」（夢メッセみやぎにて開催）に毎回参加しております。
今後も様々な事業者との交流をサポートし、販売チャネルの拡大を支援してまいります。

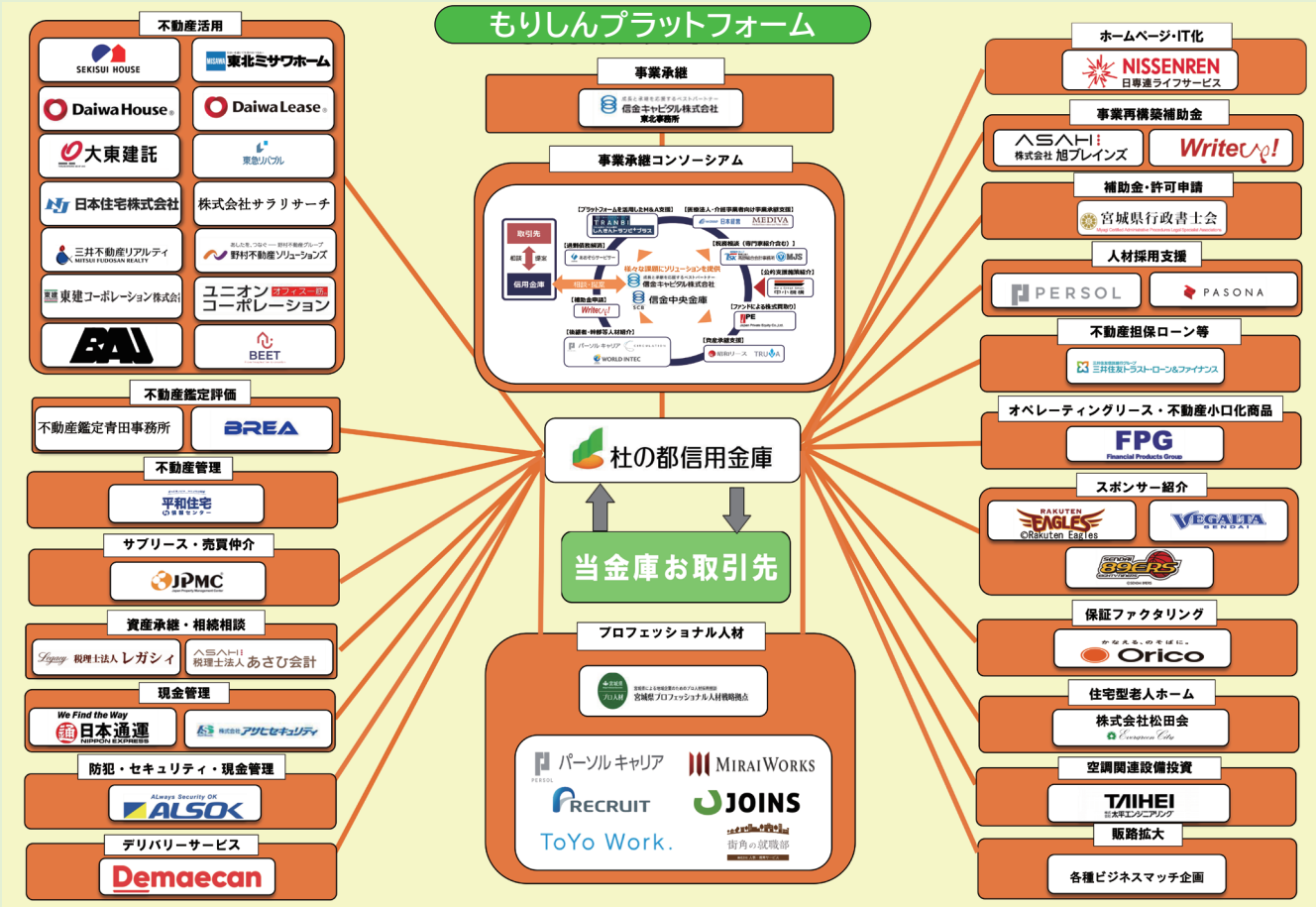

# 当金庫3つのビジョン

## 地域とともにあゆむ。杜の都信用金庫

お客さまにご満足いただくために、私たちは「お客さまのご要望」をうかがい、「お客さまの立場」になって考え、より良い金融サービスをお届けできるよう、一層努力してまいります。

### 杜の都信用金庫 3つのビジョン

お客さまに満足していただける
最もよいサービスをお届けできるよう、
私たちは、お客さまの気持ちを第一に考え、
なお一層サービスの向上を
すすめてまいります。

**私たちは、お客さまをたいせつにします。**

お客さまに、安心して便利に
ご利用いただくために、
さまざまなサービスの実施と
相談業務の充実に努めてまいります。

**私たちは、人に・街に優しくありたいと考えています。**

地域清掃活動や文化活動への参加・協賛、
総合学習の受入れ等、さまざまなかたちで
地域社会の充実や豊かな社会づくりに
取り組んでおります。

**私たちは、自然や環境もたいせつにします。**

クールビズやウォームビズ、各店舗のエコ化など、職員一人ひとりが省エネルギー対策を
意識し、日常できる行動を一つ一つ
積み重ね実践するよう
心がけております。

## SDGsへの取組み

宮城県内の5信用金庫（杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、石巻信用金庫、仙南信用金庫、気仙沼信用金庫）は、国際連合が提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」の目指す理念に賛同し、2020年12月に「SDGs共同宣言」を公表しております。

今後も、「経済」「社会」「環境」の各分野で5信用金庫が連携し、地域社会の一員として各信用金庫の理念および地域特性を踏まえながら宮城県の地域経済の持続的発展に向けて取り組んでまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

MORINOMIYAKO SHINKIN BANK

# CS向上への取組み

## 資産運用相談／保険に関する相談

当金庫では、お客さまの理想のライフスタイルの実現に向け、資産の運用相談から保険に関する相談まで、お客さまの考えに基づいてより良い運用商品をアドバイスさせていただいております。本部に専門スタッフを配置しているほか、営業部店では随時、資産運用相談を受け付けておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

## 年金の相談

社会保険労務士による「無料年金相談会」を全店にて実施しております。ねんきん定期便の見方や、受け取りに関する手続き方法、年金額等について、分かりやすく具体的にお答えしております。

今後も全店にて年金相談会を開催いたしますので、どうぞお気軽にご相談ください。

### 店頭にAED設置

万が一の場合に速やかな応急処置ができるようにAEDを設置しております。

### タッチレスＡＴＭの導入

非接触ニーズに配慮し、画面に触れずに操作ができるATMを本店営業部に設置しております。

### スマホでもりしん ～しんきん通帳アプリ～

いつでもどこでも入出金明細や残高をスマートフォンでご確認いただけます。

# 環境への配慮

## 私たちは、自然や環境もたいせつにします。

### 私たちは「COOL CHOICE」へ賛同しています。

「COOL CHOICE」とは、$CO_2$などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組みです。

当金庫では、本店ビルをはじめ各店舗のエコ化や、クールビズ・ウォームビズを実施するほか、職員一人ひとりが省エネルギー対策を意識して行動し、みんなが一丸となって温暖化防止に資する選択をするよう心がけております。

COOL CHOICE
未来のために、いま選ぼう。

## ネーミングライツの取得を通して、地域の文化芸術活動の振興(メセナ活動)、県立都市公園の整備に貢献しております。

杜の都信用金庫では、2010年4月に、宮城県との間において地域の文化芸術活動を支援していくこと(メセナ活動)を目的として、宮城県庁舎内で毎月開催されている「県民ロビーコンサート」のネーミングライツを取得し、その名称を『杜の都信用金庫「県民ロビーコンサート」』と命名いたしました。「県民ロビーコンサート」のネーミングライツ料は、コンサートの定期的な開催を通して地域の文化芸術活動の支援・振興に役立てられております。

また、2009年4月から契約を締結しています県立都市公園「加瀬沼公園(宮城郡利府町加瀬沼地内)」のネーミングライツについて、同公園の名称を『杜の都信用金庫「モリリン加瀬沼公園」』として命名しております。加瀬沼公園のネーミングライツ料は、県立都市公園の保全・維持管理に利用されております。

**【杜の都信用金庫「県民ロビーコンサート」】**

「県民ロビーコンサート」は、宮城県庁舎内で毎月開催されるロビーコンサートで、どなたでも無料でお楽しみいただけます。1989年の開催以来、文化芸術の鑑賞及び文化芸術活動の発表の場として、多くの皆さまに定着し親しまれております。

2023年度は、年間12回の定例コンサートと年2回(夏・秋)のスペシャルコンサートが開催されました。ネーミングライツ取得15年目となる2024年度も引き続き宮城県と契約更新を行い、4月の「仙台フィルハーモニー管弦楽団」による演奏を皮切りに、今後も毎月開催される予定です。

県民ロビーコンサート　■開催日時:毎月第4水曜日の午後0時15分~0時45分(30分間)
■開催場所:宮城県庁行政庁舎1階ロビー
※そのほか、スペシャルコンサートも予定されております。

**【杜の都信用金庫「モリリン加瀬沼公園」】**

加瀬沼公園は、塩竈市、多賀城市及び宮城郡利府町にまたがる加瀬沼を中心とする「人と自然との調和」をテーマとした県立都市公園であり、緑豊かな環境のもとで誰もが日常的な健康づくりができるレクリエーションの場として地域の皆さまに親しまれております。

## 仙台市が開館した「仙台子ども体験プラザ」に協賛・出展しています。

被災地仙台の児童生徒が仕事や消費の模擬体験を通じて経済の仕組みを学ぶために、仙台市が2014年8月に開館した学習施設「仙台子ども体験プラザーＥｌｅｍ(エリム)」(AER8階)の「ファイナンスパーク(※)」にブースを出展しております。

※ファイナンスパークでは、市内の中学生を対象に家族構成・収入など与えられた条件の中で、様々な商品やサービスの購入・契約などを体験し、情報を適切に活用する力や生活設計能力などを学ぶ施設です。

2023-2024 TOPICS　地域とともにあゆむ

# 私たちは、人に・街に優しくありたいと考えています。

## 2023年 4月

15日(土)～16日(日)　●「東照宮御遷座三百七十年奉祝大祭」に参加(宮町支店)

26日(水)　●2023年度第1回杜の都信用金庫「県民ロビーコンサート」開催
宮城県庁舎1階で、毎月開催されております「県民ロビーコンサート」のネーミングライツ・スポンサーは2023年度で14年目となりました。

29日(土)　●「中田神社合祀遷座百十五年記念大祭」に参加(中田支店・西中田支店)

## 2023年 5月

10日(水)　●大崎市に対する「企業版ふるさと納税」寄附金贈呈式

16日(火)　●懸賞付定期預金 第14回「杜の都でっかい夢定期」公開抽選会開催

20日(土)　●「第67回宮城県信用金庫野球大会」優勝

●第39回仙台・青葉まつりに「杜の都信用金庫 すずめ組」が参加

## 2023年 6月

14日(水)　●「第80期通常総代会」開催

15日(木)　●「特殊詐欺被害防止キャンペーン」実施(連坊小路支店・宮城町支店)

23日(金)　●仙台市立北六番丁小学校「町探検学習」開催(宮町支店)

## 2023年 7月

5日(水)　●仙台市立南中山小学校「町探検学習」開催(泉中山支店)

●尚絅学院大学にて「信用金庫という地域金融機関について」と題する「杜の都信用金庫寄附講座」開催

23日(日)　●「第44回一番町三社まつり」に参加(本店営業部)

28日(金)　●「三瀧山不動尊奉納夏祭り」に参加(本店営業部)

30日(日)　●「北仙台商店会夏まつり」に参加(北仙台支店)

## 2023年 8月

3日(木)～4日(金)　●「第75回おおさき古川まつり」に参加(古川支店)

12日(土)　●「第71回東六夏まつり」に参加(宮町支店)

杜の都信用金庫は地域清掃活動や文化活動への参加・協賛、総合学習の受け入れ等、さまざまなかたちで
地域社会の充実や豊かな社会づくりに取り組んでおります。これからも地域の皆さまと親睦を深めてまいります。

## 2023年 8月

19日(土)～20日(日)　●「第42回南光台夏まつり」に参加(南光台支店)

27日(日)　●「金蛇水神社仙台一番町分霊社例祭」に参加(本店営業部)

31日(木)　●寄附金贈呈に対し仙台市社会福祉協議会会長より「感謝状」を授与

## 2023年 9月

17日(日)　●「大崎八幡宮例大祭」に参加(八幡町支店)

## 2023年 10月

12日(木)　●懸賞付定期預金 第15回「杜の都でっかい夢定期」公開抽選会開催

## 2023年 11月

3日(金)　●寄附金贈呈(企業版ふるさと納税)に対し大崎市長より「表彰状」を授与

8日(水)　●「第18回ビジネスマッチ東北2023」に参加

14日(火)～16日(木)　●仙台市立第一中学校「職場体験学習」開催(八幡町支店)

23日(木)　●「第31回志波彦神社・鹽竈神社初穂曳」に参加

## 2023年 12月

11日(月)　●宮城学院女子大学にて「信用金庫という地域金融機関について」と題するセミナー開催

28日(木)　●宮城縣護国神社「福娘」が来庫

## 2024年 1月

14日(日)　●大崎八幡宮・鹽竈神社「どんと祭裸参り」に参加

22日(月)　●「刑事警察活動(組織犯罪対策・特殊詐欺対策)」に協力したことに対し宮城県警察本部刑事部長より「感謝状」を授与

## 2024年 2月

14日(水)　●仙台市立袋原小学校「職業について学ぶ授業:6年生夢プロジェクト」開催　(中田支店)

15日(木)　●「特殊詐欺被害防止キャンペーン」実施　(連坊小路支店)

## 2024年 3月

5日(火)　●「交通死亡事故ゼロキャンペーン」に取り組んだことに対し宮城県警察本部交通部長より「感謝状」を授与

# 健全性について

自己資本比率は、国内基準（4%）を大幅に上回る10.25%を確保いたしました。
また、不良債権比率は、厳正な自己査定を行った結果、2.68%になりました。
今後とも健全性を高め、更なる経営体質の強化に努めてまいります。

## ≫自己資本比率について

自己資本比率は、経営の健全性・安全性を示す経営指標の一つです。

当金庫の2024年3月末の自己資本比率は10.25%となり、国内基準（4%）を大きく上回っております。

今後も経営体質の強化に努め、適正な利益水準の確保と、ポートフォリオバランスを考えた業務展開により、自己資本比率の水準を高めてまいります。

［自己資本比率］

（単位：百万円・%）

| 項　目 | 2022年3月末 | 2023年3月末 | 2024年3月末 |
|---|---|---|---|
| コア資本に係る基礎項目（A） | 25,276 | 25,854 | 26,446 |
| コア資本に係る調整項目（B） | 182 | 221 | 198 |
| 自己資本額（C）=（A）−（B） | 25,094 | 25,632 | 26,247 |
| リスクアセット等計（D） | 250,634 | 254,377 | 256,061 |
| 自己資本比率（C）／（D） | 10.01 | 10.07 | 10.25 |

（注）1.自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。
（注）2.詳細につきましては、46ページ～52ページをご覧ください。

## ≫貸出債権等の健全性について

2024年3月末の不良債権比率は、2.68%となりました。

今後も地域金融機関として、お取引先との信頼関係のもと資産の健全性向上に取り組んでまいります。

［不良債権比率（額）］

（単位：百万円・%）

| | 2022年3月末 | 2023年3月末 | 2024年3月末 |
|---|---|---|---|
| 不良債権 | 8,377 | 9,038 | 10,094 |
| 正常債権 | 330,234 | 346,463 | 365,753 |
| 金融再生法上の開示債権額 | 338,611 | 355,501 | 375,848 |
| 不良債権比率 | 2.47 | 2.54 | 2.68 |

# 貸出資産の状況について

当金庫では、「お取引先と向き合い、お取引先とともに考える。」ことを基本に、経営改善支援や事業再生支援に積極的に取り組んでおります。

今後もお取引先の経営改善や事業再生をきめ細やかにお手伝いするとともに、信用リスクを適切に管理してまいります。

○貸出資産に関しましては、法令等に基づき、適切に開示することが求められております。
○当金庫の信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権（根拠法:信用金庫法及び金融再生法）は以下のとおりです。

## [信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況]

（単位:百万円・%）

| 区　分 | | 開示残高 (a) | 保全額 (b) | 担保・保証等による回収見込額(c) | 貸倒引当金(d) | 保全率 (b)／(a) | 引当率 (d)／(a−c) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 2022年度 | 2,768 | 2,768 | 1,572 | 1,196 | 100.00% | 100.00% |
| | 2023年度 | 3,248 | 3,248 | 1,988 | 1,260 | 100.00% | 100.00% |
| 危険債権 | 2022年度 | 5,862 | 5,383 | 4,372 | 1,011 | 91.83% | 67.88% |
| | 2023年度 | 6,189 | 5,724 | 4,745 | 979 | 92.49% | 67.81% |
| 要管理債権 | 2022年度 | 407 | 100 | 98 | 2 | 24.70% | 0.79% |
| | 2023年度 | 656 | 213 | 209 | 4 | 32.54% | 0.91% |
| 三月以上延滞債権 | 2022年度 | — | — | — | — | — | — |
| | 2023年度 | — | — | — | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権 | 2022年度 | 407 | 100 | 98 | 2 | 24.70% | 0.79% |
| | 2023年度 | 656 | 213 | 209 | 4 | 32.54% | 0.91% |
| 小計(A) | 2022年度 | 9,038 | 8,252 | 6,042 | 2,210 | 91.31% | 73.78% |
| | 2023年度 | 10,094 | 9,187 | 6,942 | 2,244 | 91.01% | 71.20% |
| 正常債権(B) | 2022年度 | 346,463 | | | | | |
| | 2023年度 | 365,753 | | | | | |
| 総与信残高(A)+(B) | 2022年度 | 355,501 | | | | | |
| | 2023年度 | 375,848 | | | | | |

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

# 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況

## 1 中小企業の経営支援に関する取組方針

杜の都信用金庫は、「中小企業の健全な発展」「地域社会繁栄への奉仕」を経営理念に掲げ、地域の中小企業・零細企業及び地域住民の皆さまへの円滑な資金供給に努めるとともに、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善や事業拡大の支援を通じて、「地域社会の発展のために設立された地元の信用金庫」としての原点に立ち、被災地への継続的な復興支援を行ってまいりました。また、「まち・ひと・しごと創生法及び地域再生法」の基本理念を尊重し「地方創生」に貢献していくことを目指すとともに、地域社会の持続的な成長・発展に向け、「地域に貢献し、地域とともに未来へ歩み続ける“もりしん”」を目指してまいります。

## 2 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業の経営支援については、2007年よりビジネス・マッチングへの参画によるお取引先の販路拡大に向けた支援を継続しています。また、2011年3月の東日本大震災により被災されたお取引先の復興再生及び中小企業金融円滑化法の期限到来による対策として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等外部機関との連携を図り、お取引先の経営改善に向けた支援強化に努めてまいりました。

さらに、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、引き続き貸付条件の変更等円滑な資金供給に努めております。

また、中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受け、今後もコンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善や事業拡大を支援してまいります。

## 3 中小企業の経営支援に関する取組状況

### ①創業・新規事業開拓の支援

信用保証協会及び宮城県、仙台市の創業支援関連制度融資の活用により、起業される方や創業間もない方を対象に創業時の資金繰りを支援しております。

【創業支援融資件数・実行金額】

18件　72百万円

### ②成長段階における支援

a.ビジネスマッチへの取組み

ビジネスマッチへの参画により、お取引先の販路拡大や経営課題解決に向けた支援に伴う信頼関係の向上を目指しています。2023年に開催された「ビジネスマッチ東北2023（東北地区信金協会主催）」では、当金庫のお取引先が合わせて47社出展しました。

また、東北地区27信用金庫が連携力を発揮した取引先企業の商品・サービス等の情報発信ウェブサイト「東北しんきんビジネスクラブ“笑談”.com」を活用した、他信用金庫の取引先とのマッチングのほか、信金中央金庫主催の中国・東南アジア越境ECを活用した販路支援施策として、EC市場の成長が著しい中国・東南アジア向けのフェアへの出展支援を行っております。

b.ABL（動産担保融資）の推進

中小企業金融円滑化法の最終期限を踏まえた「出口戦略」における政策パッケージの公表による金融の円滑化を図るための新規融資の取組みとして、ABL（動産担保融資）に取り組んでおり、2024年3月時点で19件、669百万円の残高となっております。

外部評価機関トゥルーバグループホールディングス株式会社と業務委託基本契約を締結し、ABL手法のノウハウ習得に取り組んでおります。

### ③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

a.お取引先に対するコンサルティング・経営指導等の提供

コンサルティング機能の発揮による経営改善支援策として、宮城県中小企業活性化協議会やみやぎ産業振興機構等の外部機関と連携しております。なお、引き続き資金繰り支援に加え事業再生支援にも取り組んでまいります。

b.経営支援能力の向上

事業再生支援に必要な知識の習得を図るとともに、実際に活性化協議会との連携にてお取引先の事業再生計画を策定することでスキルアップを図ることを目的として、外部から専門家講師を招いて研修会等を開催し、コンサルティング機能の強化に努めております。

c.DES（債務の株式化）、DDS（資本性借入金）の推進

新たな事業再生手法として、DDS（資本性借入金）の活用にも取り組んでおり、現在まで1件の35百万円を実行しております。

d.M&A仲介等

経営支援の一環として、高齢化社会を背景とした中小企業等の事業承継問題に取り組み、信金キャピタル株式会社並びに株式会社日本M&Aとの業務提携により、仲介業の取扱いをしております。

また、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携によるお取引先の事業承継に係る支援の取組みのほか、宮城県信用保証協会の事業承継関連制度を利用した取組みにも努めております。

## 4 地域の活性化に関する取組状況

### ①東日本大震災により被災されたお取引先の事業再生支援等

東日本大震災からの復興支援の一環として、2011年12月に信金中央金庫及び信金キャピタル株式会社との共同出資により、被災地域で再生に取り組む中小企業を支援するためのファンド「投資事業有限責任組合しんきんの絆」を設立し支援を行いました。また、コロナの影響により事業運営に支障をきたしている事業者を対象としたファンド「投資事業有限責任組合しんきんの礎」を設立し支援に向けた取組みを行っております。

### ②政府系金融機関及び宮城県信用保証協会との業務連携

2014年10月2日　株式会社日本政策金融公庫と覚書締結
2015年1月19日　株式会社商工組合中央金庫と覚書締結
2017年8月25日　宮城県信用保証協会と覚書締結
2021年6月10日　株式会社商工組合中央金庫と「シンジケートローン業務」及び「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」の締結

地域の中小企業の金融ニーズに対して、「地域金融機関」と「公的金融機関」「公的保証機関」の持つそれぞれの機能や特性を活かしながら、これまで以上に地域経済の活性化に貢献してまいります。

### ③その他、地域経済の活性化対策としての取組事例

i）地場産業の支援、新事業・業種転換を目指す企業に対する支援
TKC経営者ローン
創業支援融資

ii）再生可能エネルギー買取制度を利用した融資

iii）地公体等とのタイアップ事業
塩竈市・多賀城市・塩釜商工会議所及び多賀城・七ヶ浜商工会と地方創生に関した包括連携協定締結

iv）東日本大震災関連
地域企業支援（震災復興特別資金）融資
災害復旧対策融資

上記プロパー融資の推進により、地域金融の円滑な資金提供に取り組んでおります。

## ≫地域金融円滑化への取組みについて

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど課題解決型金融の実践に努め、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいりました。

従いまして、中小企業金融円滑化法終了後も、お取引先の皆さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合には、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいりますので、何なりと気軽にご相談くださいますようお待ち申し上げております。

今後も、地域の中小企業及び個人のお客さま方のご要望に積極的にお応えし、地元の発展に繋がるよう努めてまいります。

## ≫貸付の条件変更等の実施状況［2024年3月末時点］

（単位：件）

| | 申　込 | 実　行 | 謝　絶 | 審査中 | 取下げ |
|---|---|---|---|---|---|
| 【中小企業者向けご融資】 | 9,748 | 9,244 | 269 | 4 | 231 |
| 【住宅資金ご融資】 | 404 | 323 | 44 | 0 | 37 |

（注）1.公表した計数は、法施行日（2009年12月4日）から2024年3月31日までの対応状況を集計しております。
2.件数は「債権単位」で集計しております。
3.「申込」とは、お客さまから書面又は口頭により承った「貸付条件変更等の申込」を集計しております。
4.「謝絶」には、「みなし謝絶」（継続審査中であるが、受付日から3カ月を経過した案件）が含まれております。

## ≫「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

### (1)経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて取り組んでまいります。具体的には以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをされた場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断いたします。その過程において、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を十分に行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合には、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行います。その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重の経営者保証は求めないこととします。例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて十分に検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

### (2)「経営者保証ガイドライン」への取組状況

| | 2023年度 |
|---|---|
| 新規に無保証で融資した件数 | 1,319件 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 57.5% |
| 保証契約を解除した件数 | 11件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る） | 0件 |

**本部ご相談窓口**　ご返済計画見直し等に係るご意見・ご要望・苦情相談等
【融資部】0800-800-9002（フリーダイヤル）
受付時間は午前9時から午後3時までです。（当金庫の窓口休業日は除きます）

# コンプライアンス(法令等遵守)への具体的な取組み

役職員一人ひとりが、コンプライアンスの重要性を認識し、誠実に取り組むことを基本としております。

## ≫コンプライアンス(法令等遵守)への取組み

当金庫は「地域社会・お客さま・職員の願いを知り、誠実に応えていくこと」こそ、コンプライアンスの『本質』であると捉え、当金庫が社会的責任と公共的使命を全うするための全ての業務における共通の規範が、コンプライアンスであると考えております。

全役職員には、コンプライアンスの基本方針・行動綱領・行動基準等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」や「杜の都信用金庫エシックスカード」を配付し、遵守意識の醸成を図るとともに、「職員コンプライアンス・チェック表」に基づく自己評価の実施や、職務別・階層別の研修会や勉強会等を通じて、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上とコンプライアンス行動の実践を啓発しております。

また、コンプライアンスを着実に実践するための協議機関として「コンプライアンス委員会」を設置しているほか、コンプライアンスを包括的に把握・管理する統括部署(リスク統括部金融法務課)と営業部店及び本部各部署に「コンプライアンス担当者」を配置し、情報の共有を図り、コンプライアンス違反の発生防止等に組織的に取り組む態勢を整備しております。

さらに、一定の休暇等により職場離脱した職員のコンプライアンスの遵守状況を第三者がチェックすることで不祥事件等の未然防止を図っているほか、定期的な人事ローテーションにより職務固定化の影響を排除しております。

今後とも、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」として地域社会のお役に立ち、お客さまに喜んでいただけるようコンプライアンス遵守に努めてまいります。

**杜の都信用金庫　コンプライアンス基本方針**

杜の都信用金庫は、信用金庫の社会的責任と公共的使命を踏まえ、コンプライアンス(法令等遵守)に根ざした経営を実践する。

**1.コンプライアンスを実践する企業風土の醸成**
**2.行動綱領、規程等の整備と周知徹底**
**3.お客さまから信頼される責任ある行動**

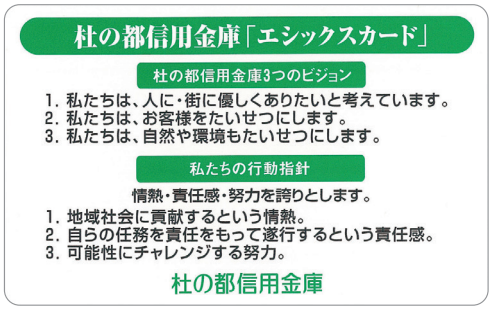


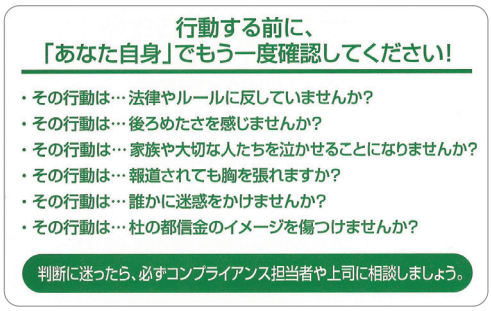


### ◉エシックスカード

当金庫は、法令やマニュアルの文言のみを理解するのではなく、その背景にある精神までも理解し実践することが「コンプライアンスの実践」であると考えております。

コンプライアンスの実践は、企業倫理(ビジネスエシックス)に照らし、誠実さをもって律していかなければ実現できません。そして、企業倫理意識の醸成は、役職員一人ひとりがあらゆる場面において判断に迷う場合には自問自答し、自らが内容を確認するといった習慣を身につけさせることから始まると言われております。

当金庫では、名刺大の「杜の都信用金庫エシックスカード」を全役職員が常時携帯し、法令ばかりでなく、当金庫の企業倫理に背かない行動を確認しながら、業務に取り組んでおります。

## 顧客保護等管理方針

1.当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な営業活動を遂行いたします。また、別に定める「利益相反管理方針」に基づくお客さまの正当な利益の保護や、利便性の向上に向け、継続的に取組んでまいります。

2.当金庫は、お客さまへの説明を要する取扱商品全ての取引について、お客さまのご理解や経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。

3.当金庫は、お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。

4.当金庫は、お客さまの情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供はいたしません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

5.当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

## 金融商品に係る勧誘方針

1.当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

2.金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。

3.当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

4.当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

5.金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等に基づき、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内諸規程等に則り、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼の更なる向上を図るため、次の事項を遵守いたします。

1.　当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2.　当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
（1）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
①当金庫が既に契約等に基づく関係を有しているお客さまと新たに行う他の取引
②当金庫が契約等に基づく関係を有しているお客さまと対立、または競合する相手と行う取引
③当金庫が契約等に基づく関係を有しているお客さまから得た情報を、不当に利用して行う他の取引
（2）①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3.　当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
（1）対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
（2）対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
（3）対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
（4）対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4.　当金庫は、営業部門から独立した管理部門の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内諸規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5.　当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

# ガバナンス向上への取組み

地域の皆さまから一層の信頼をいただくためには、ガバナンス（企業統治）の向上を図り、健全で透明性の高い経営を実践しなければなりません。

当金庫は、地域金融機関としての公共性と社会的責任に鑑み、以下の「内部管理基本方針」を定め、これに基づきリスク管理態勢やコンプライアンス態勢を構築・強化し、経営の健全性・適切性の確保に努めております。

## ≫内部管理基本方針

### ❶理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当金庫は、法令等遵守の徹底を最重要課題の一つと位置付け、法令等遵守態勢の整備・強化に取り組みます。

①コンプライアンス統括部門を設置し、法令・企業倫理遵守等に関する施策を講じるほか、「行動綱領」や「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、教育・研修を展開します。また、「反社会的勢力に対する排除基本方針」や「反社会的勢力等対応規程」等を定め、反社会的勢力等による被害を防止します。

②コンプライアンスに関する相談窓口を設置するほか、内部監査部門により定期的に法令等遵守態勢の有効性及び適切性に関する監査を行います。

### ❷理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当金庫は、法令及び内部規程に基づき、重要書類・重要情報等を適切に管理します。

### ❸損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当金庫は、リスク管理統括部門を設置し、機動的・効果的にリスクを管理します。

①当金庫における重要なリスク要因を特定し、リスクカテゴリーごとに管理部門を定め管理状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて経営会議等で審議します。

②自己資本の範囲内でリスクごとに限度額を設定する等、リスク量を経営体力と比較して分析することにより、不測の事態の発生を未然に防止します。

③リスク管理の実効性を確保するため、監査部門がリスク管理状況の監査を行い、必要に応じて改善すべき事項を指示するほか改善状況を検証します。

### ❹理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①適切かつ効率的な意思決定のため、経営上重要な事項は、常勤理事で構成する常勤理事会において予め議論を行い、その審議を経て理事会で執行を決定します。

②理事の職務執行について適切な監督がなされるよう、重要な業務執行等についても理事会に報告します。

③理事会において決定された経営計画や業務運営方針等の執行状況については、定期的に分析するほか必要に応じた見直しを行い、その状況等を理事会に報告します。

### ❺当金庫及び子法人等における業務の適正を確保するための体制

当金庫は、子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の適切性を確保するため、子法人等の業務状況や当金庫と当金庫の子法人等との取引に対する定期的なモニタリングを行う等の措置を講じるほか、法令等に抵触しない範囲で監事及び内部監査部門による監査を行います。

### ❻監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

当金庫は、監査業務の実効性を確保するため、監事がその職務を補助すべき職員を求めた場合には、キャリア等を十分に考慮して補助すべき職員を配置します。

### ❼監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当金庫は、監事の監査を補助する職員の独立性を確保するため、当該職員は監事の指揮命令下に置くほか、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めます。

### ❽理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

当金庫は、監査業務の実効性を確保するため、監事に報告する体制、及び監事が必要な事項の報告を求める体制を整備するほか、事態認識後直ちに監事に報告しなければならない事項等を定めます。

### ❾監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当金庫は、監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保し、さらに、報告を行った者及びその内容に係る情報の管理体制を整備します。また、報告を行った者が不利な取扱いを受けた場合には金庫として厳格に対処します。

### ❿監事の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当金庫は、監事の職務執行において必要と認められる監査費用の前払や償還に関する金庫の方針等を定め、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとします。

### ⓫その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査業務の実効性を確保するため、必要に応じて監事と会合を持ち、当金庫が対処すべき課題、監査方針や監査計画、監査上の重要な課題、監査の実施状況及び提言・助言・勧告等について意見を交換します。

②監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との緊密な連携を図るほか、監事機能発揮の補完のために、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家を活用します。

# リスク管理への取組み

金融機関を取り巻く経営環境が急速に変化する中で、信用金庫は直面するリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリー（信用リスク／市場リスク／オペレーショナル・リスク等）ごとに評価し、そのリスクを総体的に捉え、信用金庫の経営体力（自己資本）と比較することによって、自己管理型のリスク管理を行うこと（＝統合的リスク管理態勢）が求められております。

当金庫は今後とも地域の皆さまへ貢献していくため、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、経営全般にわたるリスクを統合的に把握・管理する態勢を強化し、金融環境の変化に適切に対応し健全経営の維持に努めております。

## ≫リスク管理の態勢

当金庫は、各部門の業務遂行上内在するリスクを正確に把握し適切に管理するとともに、リスク管理態勢の向上を図るための協議機関として「リスク管理委員会」を設置しております。

日常的なリスク管理は「統合的リスク管理規程」及び各種リスク管理規程等に則り、それぞれのカテゴリー別管理部門が把握・管理する部門別リスク管理を行うとともに、統括部署であるリスク統括部がカテゴリー別管理部門と連携し、各種リスクの状況を包括的に把握・管理のうえ、「リスク管理委員会」で定期的に協議する態勢で取り組んでおります。

## ≫各リスクへの取組み

| | リスクの説明及び当金庫の取組み |
|---|---|
| 信用リスク | 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランスを含む）の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。<br>≫ 当金庫では、貸出資産の健全性を維持するために、融資部門と営業推進部門を明確に分離し、厳格な審査体制をとっているほか、「リスク管理債権管理要領」を制定し、与信ポートフォリオ管理により信用リスクの適正な把握を行い、融資部門が大口与信先を直轄支援先に選定し実態把握に努めるなど中間管理の徹底を図っております。<br>また、内部研修の実施や外部研修への派遣、本部による営業部店指導等を実施し、融資審査能力の向上を継続的に図っております。 |
| 市場リスク | 市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。具体的には、資産と負債の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券の価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」の3つのリスクがあります。<br>≫ 当金庫では、有価証券や預け金等の運用に伴う市場リスクが、経営体力（自己資本）に比して過大とならないよう自己資本配分率に基づくリスク限度額を設定しているほか、経営体力及び市場流動性等の観点から、ポジション枠及びロスカットラインを設定し、厳格に運用・管理しております。<br>また、「資金運用検討委員会」を設置し、一定金額以上の有価証券購入など、余裕資金運用にかかる重要な対応を行う際には同委員会の審議を受けるなど、牽制機能を高めております。<br>さらに、市場リスクに適切に対応するため「リスク管理委員会」を設置し、経済・金利見通し等を含め定期的な協議を行っているほか、ALMシミュレーション結果等を活用し、より健全な資産・負債のバランス、収益性の向上、管理体制の充実等に努めております。 |
| 流動性リスク | 流動性リスクとは、必要な資金調達ができない場合や高金利での調達を余儀なくされることにより、当金庫が損失を被る「資金繰りリスク」と、市場混乱等により市場での取引ができない場合や、自己の信用が低下し著しく不利な価格での取引をせざるを得ないことにより、当金庫が損失を被る「市場流動性リスク」があります。<br>≫ 当金庫では、「余資運用基準」に基づき、資金調達、運用方法、期間バランス等を定期的に把握するとともに、ポジション枠に基づく管理を厳格に行うことで、適切な資金の流動性を確保しております。<br>また、営業部店及び本部各部署との緊密な連携により、風評等の発生に繋がるような情報の早期把握に努めているほか、万が一、不測の事態が生じた場合においても、各役職員が迅速かつ適切な対応を図れる体制を構築しております。 |

| | | リスクの説明及び当金庫の取組み |
|---|---|---|
| オペレーショナル・リスク | | オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により当金庫が損失を被るリスクを総称したものです。<br>≫ 当金庫では、「統合的リスク管理方針」に、オペレーショナル・リスクを「極小化すべきリスク」と定めております。<br>また、オペレーショナル・リスクは当金庫における全ての業務に存在することから、全役職員が業務遂行にあたり極小化に向けて取り組んでおります。 |
| | 事務リスク | 事務リスクとは、役職員の事務ミス、あるいは事故や不正等により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。<br>≫ 当金庫では、各営業部店及び本部各部に定期的な自主検査の実施を義務付けているほか、本部監査部門が定期的に臨店監査を実施し、厳格な事務の遂行状況をチェックする体制をとっております。<br>また、事務管理部門は、適時適切に事務取扱要領等の整備を実施しているほか、定期的に各営業部店を訪問し事務指導を行うなど、事務処理の堅確性確保に努めております。 |
| | システムリスク | システムリスクとは、コンピューターシステムの障害または誤作動、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピューターシステムが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。<br>≫ 当金庫では、システムリスク管理規程やセキュリティポリシー等に基づき、システムの安全管理を徹底するとともに、システム管理者とシステム運用者を分離し相互牽制機能を高めております。<br>また、基幹コンピューター室への入室管理や、個々のPCに対する情報漏えい防止システムを導入し、コンピューターシステムの不正利用を抑止しているほか、情報系システムについては作業前の運用チェックを日々実施するなど、システムリスク管理の実効性を高めております。 |
| | その他オペレーショナル・リスク | その他オペレーショナル・リスクとは、金庫経営や金庫取引において法律や社会通念等を逸脱した行為が発生するなどの「法務リスク」、人事運営上の不公正やセクハラ・パワハラ等の差別的な行為が発生するなどの「人的リスク」、地震・台風・落雷等自然災害の発生や、強盗事件・火災等による「有形資産リスク」、資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力など当金庫の風評を形成する内容が低下するなどの「風評リスク」の4つのリスクがあります。<br>≫ 当金庫では、例えば弁護士と連携してリーガルチェックを実施することにより法務リスクの未然防止に努めているほか、相談窓口の設置や定期的な面接の実施による人的リスクの抑止、あるいは、計画的な営繕対応による有形資産リスクの抑止など、その他オペレーショナル・リスク管理におきましても、リスク管理の徹底に努めております。 |

# お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針

杜の都信用金庫は、お客さまとのコミュニケーションをより一層深め、お客さまの必要とする金融サービスの提供に努めてまいります。

これまで以上に、「お客さまのご要望」をうかがい、「お客さまの立場」で考え、お客さまにご満足していただくため、「お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針」を策定し、公表することといたしました。また、本方針は、定期的に取組状況や成果を確認し見直すことで、適切な業務運営を行ってまいります。

なお、本方針は、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営にかかる原則」の「7つの原則（右の表）」に基づき、策定しております。

| 原則 | 内容 |
|---|---|
| 原則1 | 顧客本位の業務運営に関する方針・公表等 |
| 原則2 | 顧客の最善の利益の追求 |
| 原則3 | 利益相反の適切な管理 |
| 原則4 | 手数料の明確化 |
| 原則5 | 重要情報の分かりやすい提供 |
| 原則6 | 顧客にふさわしいサービスの提供 |
| 原則7 | 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 |

※本方針内での【 】は、以上の7つの原則との対応関係を示しております。

## ≫1.お客さまにふさわしい商品・サービスをご提供いたします

(1)お客さまの安定的な資産形成のお手伝いができるよう、お客さまお一人おひとりに合った商品・サービスの提供を心がけてまいります。【原則2】

**行動計画**

- **■取扱い商品の選定にあたっては、商品の特徴・リスク・手数料の検討を十分に行ってまいります。【原則2.4】**
- **■お客さまのご要望に沿ったご提案ができるよう、商品ラインナップの充実に努めてまいります。【原則2】**

## ≫2.お客さまとの取引を適切に管理いたします

(1)お客さまの利益が不当に害されることがないよう、取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護してまいります。【原則3】

**行動計画**

- **■お客さまとの間に利益相反の可能性がある場合は、別に定める「利益相反管理方針」および「利益相反管理規程」に基づき管理を行います。【原則3】**

## ≫3.お客さまの立場で、分かりやすい説明・情報提供およびご提案をいたします

(1)日頃からお客さまとのコミュニケーションを深め、お客さまの資産運用に関する知識・経験、資産状況やライフプランをお客さまと共有し、安定的な資産形成に必要とされる商品・サービスをご提案いたします。【原則5.6】

(2)商品のご提案にあたっては、市場動向・商品の特徴・リスク・各種手数料等の情報を、分かりやすくご説明するよう心がけてまいります。【原則4.5】

(3)商品をご契約いただいたお客さまには、定期的にアフターフォローを実施してまいります。【原則6】

**行動計画**

- **■投資商品ごとの基準価額推移をグラフなどで分かりやすくお示しし、商品に関する情報を定期的に当金庫のホームページでご提供いたします。【原則5】**
- **■お客さまにご提案する際は、パンフレットのほかタブレット端末や冊子等をご覧いただきながらお客さまの投資経験やご年齢に応じて、じっくりと丁寧に分かりやすくご説明いたします。【原則5.6】**
- **■ご契約後や、3ヵ月ごとのアフターフォロー（訪問・電話等）を実施する際に、ご購入いただいた商品の情報（基準価額・手数料等）のほか、今後の資産形成・ライフプランに役立つ情報をご提供してまいります。【原則4.5.6】**
- **■お客さまに情報を提供する際は、情報の重要性に応じて区別をつけて、特に重要な情報を強調するなど丁寧にわかりやすくご説明いたします。【原則5】**

## ≫4.お客さま本位の業務運営のための体制を整備いたします

(1)職員一人ひとりが今まで以上にお客さまから信頼を得られるよう、研修制度や資格取得制度を充実し、本取り組み方針の実践に努めてまいります。【原則7】

(2)本取り組み方針については、お客さまへより良いサービスがご提供できるよう、実施状況を定期的に検証し、見直しを行ってまいります。【原則1】

**行動計画**

- **■全職員に研修の実施や、国家資格であるファイナンシャルプランナーや金融窓口サービス技能検定の取得を推奨することで、職員の商品提案能力などのレベルアップを図ってまいります。【原則7】**
- **■お客さまへ最適な情報提供・提案できるよう、各商品の本部専門部署と営業職員との連携力強化を図ってまいります。【原則7】**
- **■本取り組み方針の実施状況は、指標を交え成果を公表するとともに、年に1度定期的に実施状況を公表・検証してまいります。また、必要に応じて取り組み方針の見直しを行ってまいります。【原則1】**

### 投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIの公表について

当金庫は「お客さま本位の業務運営」により、どのような成果を上げているかを分散図などで「見える化」した『評価指標（共通KPI）』を公表しております。

| (1) 運用損益別顧客比率 | (2) 預かり残高上位のコスト・リターン | (3) 預かり残高上位のリスク・リターン |
|---|---|---|
| 全てのお客さまの運用状況を損益区分ごとにグラフ化しています。 | お預かりしている残高上位のコストとリターンを比較した分散図で公表しています。 | お預かりしている残高上位のリスクとリターンを比較した分散図で公表しています。 |

# マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向けた取組み

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止を最重要課題の一つとして位置づけ、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」を定め、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、リスクに応じた実効的な低減措置を実施しております。

## ≫マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

### ❶目的

杜の都信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

### ❷運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また、当金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

### ❸管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部署を事務部及び統括部署をリスク統括部とし関係する各部や営業部店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取組みます。

### ❹リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

### ❺顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

### ❻疑わしい取引の届出

営業部店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

### ❼資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

### ❽役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

### ❾実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部署である事務部による営業部店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

### ❿顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業部店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取組みます。

CASH CARD

# キャッシュカードのお取扱いについて

## ≫キャッシュカード等の紛失・盗難・偽造等の受付窓口

キャッシュカードや通帳等を紛失された場合、盗難や偽造被害に遭われた場合等には、下記の受付窓口までご連絡ください。

| | 受付時間 | 受付窓口 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 平　日 | 9:00～15:00 | 当金庫本支店 | 店舗のご案内は「営業店舗のご案内」をご覧ください。 |
| | 上記の受付時間以外 | しんきん自動機監視センター | フリーダイヤル<br>0120−793−714<br><br>TEL<br>022−261−4811 |
| 土・日・祝日<br>12月31日～<br>1月3日 | 24時間 | | |

※電話での受付は緊急の仮受付となります。後日、書面での正式な届出が必要となりますので、お取引店にご本人さまのご来店をお願いいたします。

**必要書類等**

■ご本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
■お取引口座の「口座お届印」
■通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード等の再発行には、金庫所定の手数料が必要となります。

## ≫現金自動預払機（ATM）による「現金お引き出し」及び「カード振込」ご利用限度額について

お客さまからキャッシュカードを騙し取りATMから現金を引き出す「カード詐欺」やお客さまを誘導して犯人の口座へ振り込ませる「還付金詐欺」「振り込め詐欺」等の特殊詐欺被害が急増しています。

当金庫では、お客さまの大切なご預金をお守りするため、ATMを利用したキャッシュカードでの1日あたりのご利用限度額を下記のとおりとさせていただいております。

なお、ご利用限度額を超えるお引き出しにつきましては、これまでどおり営業時間内に当金庫窓口にて、ご通帳と口座お届印によりお取り扱いさせていただきます。

| 取引内容 | ご利用限度額 | | |
|---|---|---|---|
| | 70歳以上の個人のお客さま | 70歳未満の個人のお客さま | 法人のお客さま |
| お引き出し | 50万円 | 100万円 | 100万円 |
| カード振込 | 50万円 | 100万円 | 100万円 |

※70歳以上のお客さまについては、年1回見直すこととします。
※1回のご利用限度額は50万円です。
※法人のお客さまのカードによる振込限度額は、令和6年7月1日より適用しております。

## ≫キャッシュカードによる「現金お引き出し」及び「カード振込」の一部利用制限について

70歳以上のお客さまのうち、次の条件に該当するお客さまは、「ATMの出金限度額」「ATMの振込限度額」を0（ゼロ）円に設定させていただきます。

■当金庫ATMで3年以上キャッシュカードによる「出金取引」をされていない口座のお客さまは、
キャッシュカードによるATMでの出金取引ができなくなります。
■当金庫ATMで3年以上キャッシュカードによる「振込取引」をされていない口座のお客さまは、
キャッシュカードによるATMでの振込取引ができなくなります。

なお、対象となるお客さまが、継続的にキャッシュカードによるATMでのお取引をご希望される場合、誠に恐れ入りますが、「ご本人確認書類（運転免許証等）」・「ご通帳またはキャッシュカード」・「口座お届印」をご持参のうえ、当金庫窓口にてお手続きくださいますよう、お願いいたします。

## ≫暗証番号の「変更」のお願い

キャッシュカードの盗難等による被害を防止するため、第三者に推測されやすい暗証番号をご使用の場合は、万が一に備え、他の暗証番号への変更をお願いいたします。

**【推測されやすい暗証番号の例】**

●生年月日　●電話番号　●連続番号（1234等）
●同一番号（7777等）　●自動車のナンバー等

暗証番号は、当金庫のATMで、いつでも何回でも変更が可能です。

**ご注意**

●暗証番号の変更・新たなカードのお申込みに際しましては、「生年月日」・「電話番号」・「連続番号」・「同一番号」等の番号でのお取扱いはできませんのでご了承ください。
暗証番号は、第三者に知られないよう厳重な管理をお願いいたします。

お振込み、口座振替等のお取引内容をご確認いただくためにも、通帳へのご記入はお早めにお願いいたします。

# 金融ADR制度への対応（苦情処理措置・紛争解決措置等の概要）

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、以下のとおり内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまからの信頼性の向上に努めます。

## ≫苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しております。

苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022−222−8076）にお申し出ください。

## ≫紛争解決措置

紛争解決に向けて、お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03−3517−5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03−3581−0031）、第一東京弁護士会（電話：03−3595−8588）、第二東京弁護士会（電話：03−3581−2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。ご利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。

また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。

**杜の都信用金庫　お客さま相談室**

住　　所：〒980-0803　仙台市青葉区国分町3-5-30
ＴＥＬ：022-222-8076
ＦＡＸ：022-224-1510
Ｅメール：soudanshitu@morinomiyako-shinkin.co.jp
受付時間：8：30～17：00（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、ＦＡＸ、手紙、面談、メール

**全国しんきん相談所（一般社団法人 全国信用金庫協会）**

住　　所：〒103-0028　東京都中央区八重洲1-3-7
ＴＥＬ：03-3517-5825
受付時間：9：00～17：00（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、面談

**東京三弁護士会**

| 名　称 | 東京弁護士会 紛争解決センター | 第一東京弁護士会 仲裁センター | 第二東京弁護士会 仲裁センター |
|---|---|---|---|
| 住　所 | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞が関1-1-3 | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞が関 1-1-3 | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞が関 1-1-3 |
| ＴＥＬ | 03-3581-0031 | 03-3595-8588 | 03-3581-2249 |
| 受付日時 | 月～金（祝日、年末年始除く）<br>9:30 ～ 12:00 ／ 13:00 ～ 16:00 | 月～金（祝日、年末年始除く）<br>10:00 ～ 12:00 ／ 13:00 ～ 16:00 | 月～金（祝日、年末年始除く）<br>9:30 ～ 12:00 ／ 13:00 ～ 17:00 |

# コーポレートデータ

## 杜の都信用金庫機構図（2024年6月末現在）

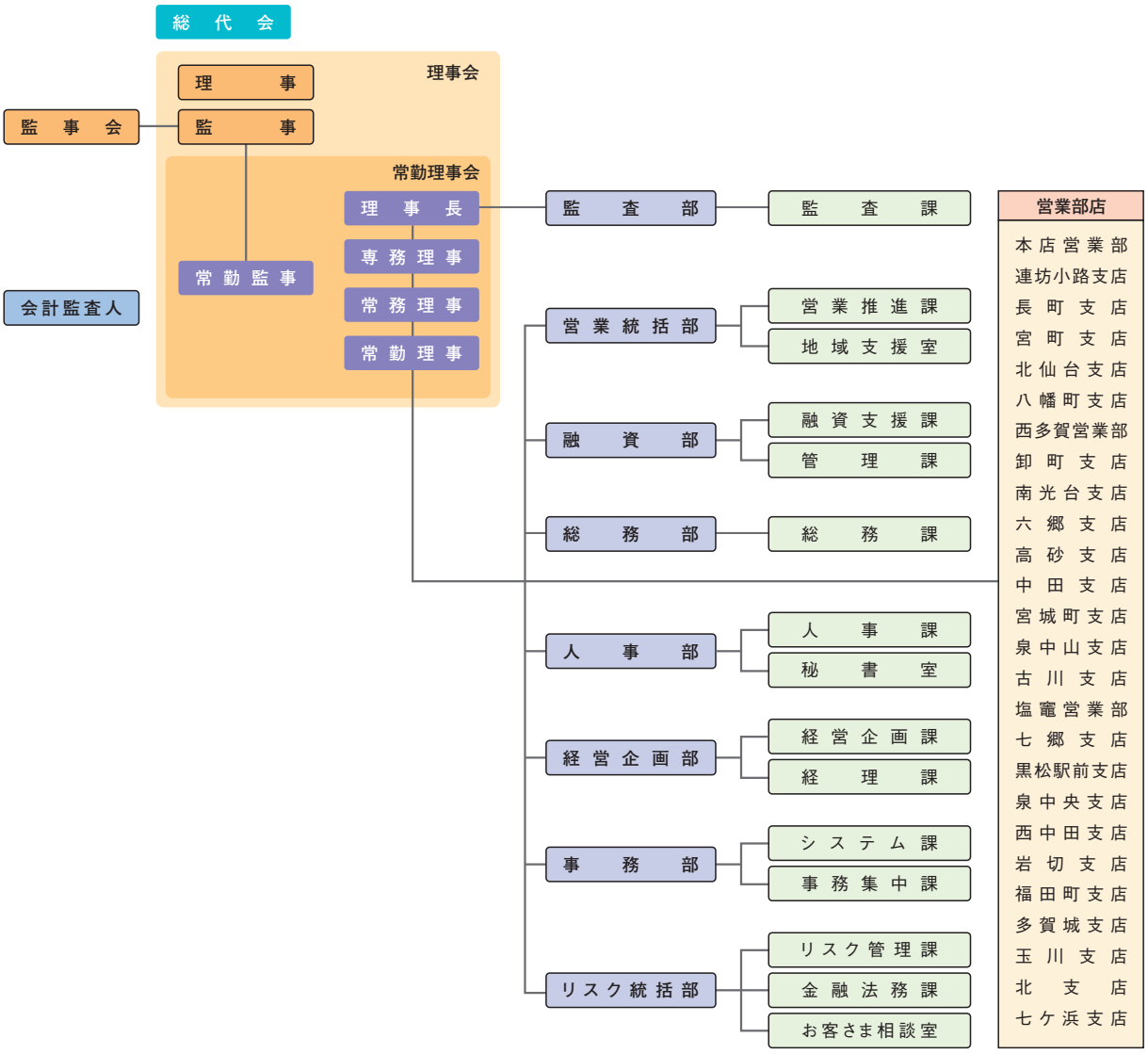


## 役　員（2024年6月末現在）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 理事長 | 星　倫市 | 理　事 | 菊田　浩之 |
| 専務理事 | 岸川　幹一 | 理　事 | 斎藤　浩 |
| 常務理事 | 齋藤　聡 | 常勤監事 | 浅野　俊 |
| 常務理事 | 市川　恒夫 | 監　事 | 向谷地 正一 |
| 常勤理事 | 小西　雄介 | 監　事 | 涌井　えり子 |

※1 理事 菊田 浩之は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2 監事 涌井 えり子は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 職員の状況

| 区　分 | 2023年度末 |
|---|---|
| 職員数 | 234人 |
| 男子 | 122人 |
| 女子 | 112人 |
| 平均年齢 | 35歳11ヶ月 |
| 平均勤続年数 | 13年6ヶ月 |

# 役職員の報酬体系の開示

当金庫では、経営の透明性に鑑み、役職員の報酬体系の開示をしております。

## ≫報酬体系について

### 1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、業務遂行の対価として支払う「報酬等」及び在任期間中の業務遂行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【報酬等】

非常勤を含む全役員の報酬等につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払い総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬等の額につきましては職務等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬等の額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法

総代会の承認による

b.決定時期と支払時期

退職または死亡後の総代会で承認後2ヶ月以内に本人または遺族に贈る。

(2)2023年度における対象役員に対する報酬等の支払い総額

(単位:百万円)

| 区　分 | 支払総額 |
|---|---|
| 対象役員に対する報酬等 | 107 |

(注)1.対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。
2.上記の内訳は、「報酬等」104百万円、「退職慰労金」2百万円となっております。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等(注1)」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「同等額」は、2023年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3.2023年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

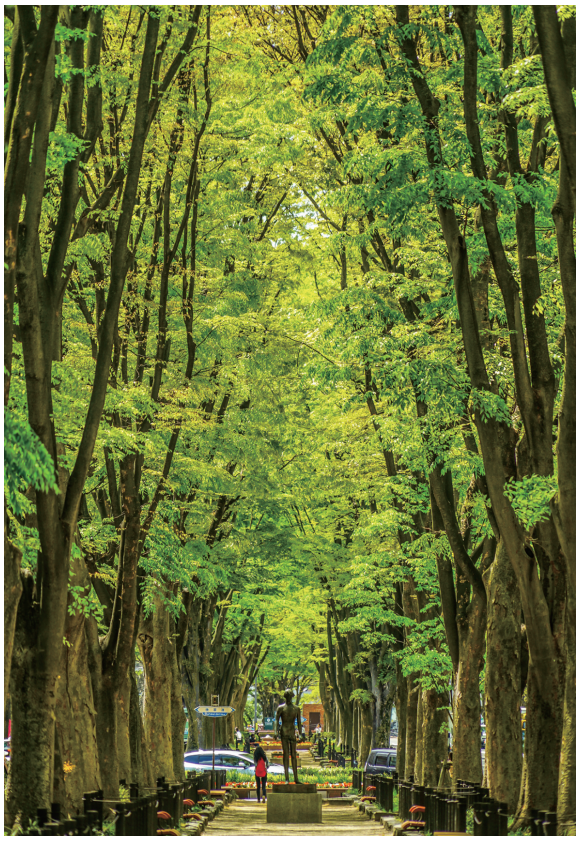

# 総代会制度について

総代会は、重要事項を決議する最高意思決定機関であり、総代会制度は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

## ≫総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上困難です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

### ◉総代選考基準

①資格要件
- ●当金庫の会員であること

②適格要件
- ●地域における信任が厚く、総代として相応しい見識を有していること
- ●当金庫の理念をよく理解し、当金庫との取引や経営内容も良好であること
- ●地域の情報に通じ、当金庫に対する協力者であること
- ●良識を持って正しい判断ができること
- ●総代会に出席可能であること
- ●総代選任時における年齢が原則として80歳未満であること

### ◉総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、定款及び総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手順を経て選任されます。

①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する
②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
③その総代候補者を会員が信任する

### ◉総代の任期と定数

- ●総代の任期は2年です。
- ●総代の定数は120人以上170人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
  （2024年6月末現在の総代数は137人です）

## ≫総代会のしくみ

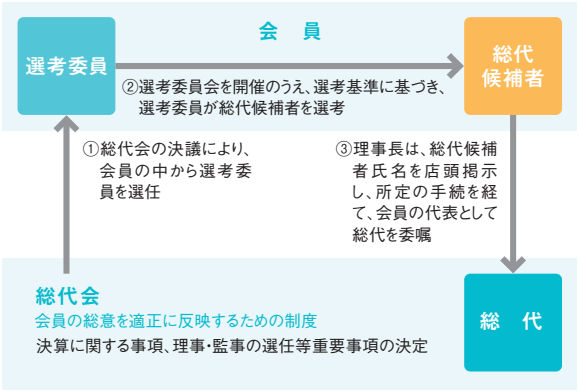


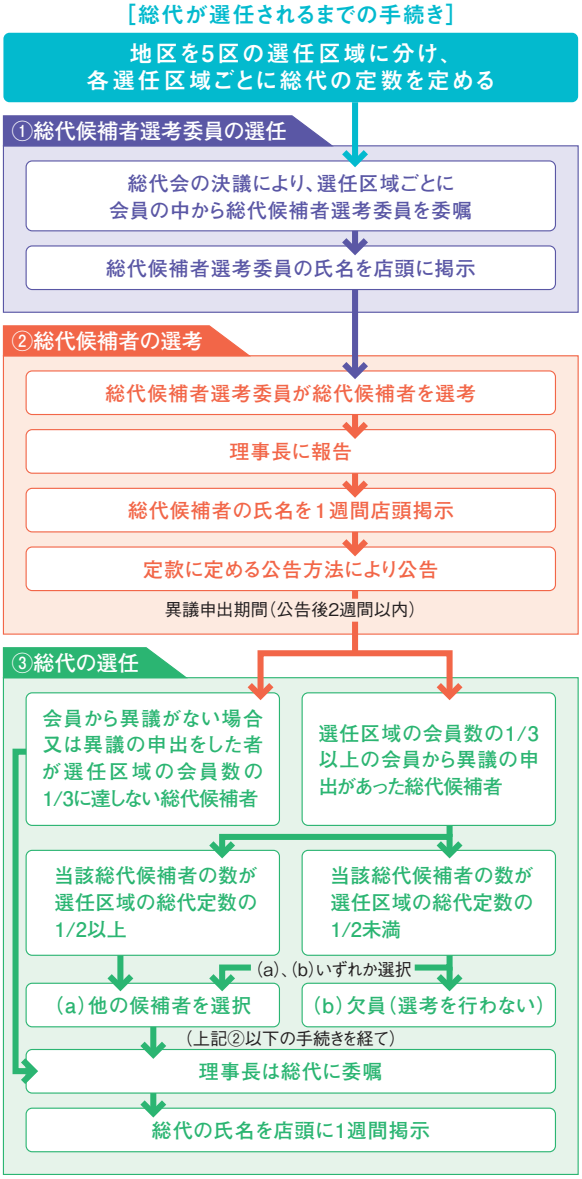

## ≫総代会の決議事項

2024年6月14日第81期通常総代会を開催し、次の事項について報告並びに付議いたしました。

### ◉報告事項

(1)第81期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

### ◉決議事項

第1号議案 第81期 剰余金処分案承認の件
第2号議案 理事選任の件
第3号議案 監事選任の件
第4号議案 退任理事に対し退職慰労金贈呈の件
第5号議案 会員の除名の件

※以上の全議案について原案通り承認可決されました。

### [総代属性別構成比]

■年代別総代数

| 年　齢 | 40歳未満 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | 法 人 | 合 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総代数 | － | 7人 | 24人 | 36人 | 70人 | － | 137人 |
| 構成比 | 0.0% | 5.1% | 17.5% | 26.2% | 51.0% | 0.0% | 100.0% |

■男女別

（注）全て個人となります。

■職業別

■業種別

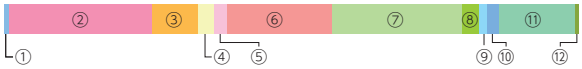


①農業／0.7%、 ②建設業／24.8%、 ③製造業／8.0%、
④電気・ガス供給水道業／2.9%、 ⑤運輸業／2.1%、 ⑥卸・小売業／18.2%、
⑦不動産業／22.6%、 ⑧飲食・宿泊業／2.9%、 ⑨医療福祉／1.4%、
⑩教育業／2.1%、 ⑪サービス業／13.1%、 ⑫その他／0.7%

## ≫総代の氏名等

（五十音順、敬称略）

| 主たる選任地区 | | 人数 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| 1区 | 仙台市青葉区 | 36名 | 阿部 幸悦⑩、伊藤 俊一⑩、植木 憲郎⑩、内田 靖⑦、大内 修道⑧、小畑 秀一⑩、金丸 英男⑨、亀田 治⑧、亀山 武弘①、菊地 憲雄⑩、日下 敦⑥、後藤 隆博⑤、小林 照和⑤、佐藤 晶洋⑨、佐藤 敏男④、佐藤 奈美⑨、澤口 啓一②、白木 大作①、鈴木 惠美子⑩、鈴木 正巳⑤、大久 雅昭④、高橋 昭行④、髙橋 俊行⑨、冨樫 利和⑧、冨澤 正三⑩、畠中 忠彦⑩、半澤 弘⑦、引地 雄一朗⑦、藤島 大介⑧、舩山 克也⑧、松坂 卓夫⑤、村上 青史⑨、山崎 浩之⑩、山下 晴也⑩、米城 寿弥①、渡辺 好啓⑤ |
| 2区 | 仙台市太白区・若林区の一部 | 24名 | 相原 文弘⑧、板橋 祐一⑧、伊藤 静子⑩、伊藤 潤一⑨、小野寺 毅⑩、加藤 伴典⑩、木田 孝一⑨、木村 勝宏⑤、佐藤 喜一⑧、髙野 晴雄⑧、田仲 義久⑤、千葉 榮⑧、沼田 長衛⑧、沼田 均⑧、延生 一雄④、松浦 哲朗⑩、三浦 義澄⑤、百田 秀人⑩、守 健一郎⑤、吉田 健寿⑤、萬 弘義⑦、渡辺 光造⑩、渡邊 美智子⑤、渡邉 由之④ |
| 3区 | 仙台市宮城野区・若林区の一部 | 23名 | 阿部 節男⑩、阿部 嘉弘⑩、伊藤 敬一郎⑤、岩城 剛①、加藤 明雄⑩、加藤 傳悦⑤、鎌田 晴義⑤、菅野 浩昭⑧、北谷 荘太郎⑧、佐々木 喜味工⑥、佐藤 達夫⑥、佐藤 秀世⑨、荘司 祐子⑨、鈴木 文夫⑨、武田 祐一②、田中 修④、平間 修一⑩、堀江 新一郎⑧、堀江 倉一⑤、堀越 良克⑤、守屋 長光⑩、山本 光④、渡辺 毅浩⑤ |
| 4区 | 仙台市泉区・大崎市 | 23名 | 青木 浩一④、赤木 久一⑩、太田 芳明⑦、大場 勝義⑩、奥山 俊一⑥、後藤 俊朗⑧、今野 信一⑥、佐々木 金也⑤、佐藤 政志⑨、菅原 裕典⑩、髙橋 昭夫④、竹内 義明④、中鉢 勝夫⑥、戸村 惠一⑤、早坂 了悦⑧、嶺岸 義雄⑤、三宅 俊幸⑧、村山 重雄⑩、山崎 英樹⑩、油井 洋治⑥、我妻 孝⑧、鷲尾 広也⑤、渡部 洋平① |
| 5区 | 塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町 | 31名 | 相原 誠一⑩、安住 陽一⑥、渥美 陽一⑩、井川 博人⑨、遠藤 誠⑥、大町 睦夫⑩、小幡 正樹⑩、柏 隆一⑩、片平 直道⑦、金世 良雄⑨、川崎 泰泉⑩、菅野 俊之①、菊地 弘貴①、小泉 幸彌⑨、佐浦 俊一郎⑦、佐藤 良典④、志賀 直哉⑦、澁谷 昭一郎⑧、菅原 宏和⑤、杉原 茂⑩、鈴木 朝博⑩、鈴木 誠⑩、須森 明⑩、清野 薫⑨、関 弘明⑤、瀬戸 秀壽⑤、瀬戸 浩⑧、千田 忠一⑥、津田 孝造⑩、村上 晃嗣⑩、渡邊 善夫③ |

以上 137名

（注）丸数字は総代の就任回数　　委嘱期間　自　2024年４月１日
至　2026年３月31日

### [会員数・出資金・出資配当率・純資産勘定]

| | 2023年3月31日 | | 2024年3月31日 | |
|---|---|---|---|---|
| | 会員数 | 出資金額 | 会員数 | 出資金額 |
| 個　人 | 32,667名 | 2,034,179千円 | 32,146名 | 1,994,723千円 |
| 法　人 | 7,351名 | 551,536千円 | 6,519名 | 545,337千円 |
| 合　計 | 40,018名 | 2,585,715千円 | 38,665名 | 2,540,060千円 |
| 出資配当率(年率) | 2.00% | | 2.00% | |
| 純資産勘定 | 20,363,858千円 | | 19,857,342千円 | |

2024年3月31日現在　出資1口の金額50円　会員の出資の最低限度額／1万円

●2024年3月末の純資産勘定は、198億57百万円となりました。金額は出資配当金などの社外流出を行う前の金額ですが、処分後の金額は198億7百万円となり、これが当金庫の狭義の自己資本で、経営安定の基礎となっています。出資金は2024年3月末で25億40百万円、会員数は38,665名となりました。

●当金庫の会員資格は、当金庫の営業地区内にお住まいの方・営業地区内に事業所をお持ちの方・営業地区内にお勤めの方・営業地区内に転居することが確実と見込まれる方(信用金庫法施行規則で定める売買契約又は請負契約を締結した方に限ります。)となっております。ただし、法人の場合は、常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が9億円を超える事業者を除きます。
また、会員となるためには、会員の出資の最低限度額1万円の出資が必要となります。

# 営業のご案内

## ≫業務の種類

### 1 預金及び定期積金の受入れ

### 2 資金の貸付け及び手形の割引

### 3 為替取引

### 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

(1)債務の保証又は手形の引受け
(2)有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
(3)有価証券の貸付け
(4)国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
(5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
(6)短期社債等の取得又は譲渡
(7)次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人福祉医療機構
日本銀行
年金積立金管理運用独立行政法人
独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人環境再生保全機構
東日本建設業保証株式会社
日本酒造組合中央会
一般社団法人しんきん保証基金
公益社団法人全国市街地再開発協会
公益財団法人不動産流通推進センター
株式会社日本政策投資銀行
(8)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
(9)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
信金中央金庫
みずほ信託銀行株式会社
(10)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
(11)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
(12)振　替　業
(13)両　　替
(14)地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)

### 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)

### 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務

(1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
(2)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
(3)電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
(4)確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
(5)中小企業事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第54条第1項により行う共済募集

## 主な預金商品

| | |
|---|---|
| 当座預金 | 安全で便利な手形小切手をご利用いただけます。※預金保険制度により全額保護されます。 |
| 無利息型普通預金 | 決済用預金の3要素【 ❶ 無利息 ❷ 要求払い ❸ 決済サービスの提供 】を満たした普通預金です。<br>※預金保険制度により全額保護されます。 |
| 普通預金 | 給料、年金振込み口座や自動振替口座としてご利用いただけます。 |
| 総合口座 | 1冊の通帳に普通預金と定期預金・定期積金がセットできます。<br>必要な時に定期性預金残高の90%、最高200万円まで自動的にご融資がご利用いただけます。 |
| 貯蓄預金 | お預入れの残高に応じた金利が適用され、出し入れを自由にすることができます。 |
| 通知預金 | まとまった資金の短期運用に便利です。お引出しの際は2日前までにご連絡ください。 |
| 納税準備預金 | 納税資金を計画的に準備していただく預金で、租税納付の目的のみご利用の場合は、利息は非課税となります。 |

## 各種サービス

| | |
|---|---|
| インターネットバンキング | ■法人インターネットバンキング<br>パソコン等の機器からインターネットを通じて、利用口座に関する資金移動（振込・振替）業務、照会業務、税金・各種料金払込業務等のサービスを行っております。<br> <br>■個人インターネットバンキング<br>お手持ちのパソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、利用口座に関する資金移動（振込・振替）業務、照会業務、Eメール通知業務等のサービスを行っております。<br> |
| テレホンバンキング | 電話1本で残高照会、入出金明細照会、振込、振替サービスがご利用いただけます。<br> |
| しんきんスマホ口座開設サービス | 「しんきん口座開設アプリ」で運転免許証・印影を撮影、必要事項を入力のうえ送信することにより、お客さまは窓口に来店することなく口座開設の申込みができます。 |
| しんきんバンキングアプリサービス | スマートフォンのアプリで口座残高や、入出金明細がいつでも、どこでも簡単に確認できます。 |
| しんきん通帳アプリサービス | 紙の通帳を発行せず、いつでもどこでも、入出金明細や残高をスマートフォンのアプリで確認できます。 |
| デビットカード | デビットカード機能付のキャッシュカードで、お買い物、飲食等のご利用代金をお客さまの口座から即座に決済するサービスです。 |
| しんきん電子マネーチャージサービス | 携帯電話、スマートフォン等からの操作により、キャッシュカード発行済の普通預金（無利息型・総合口座を含む）から電子マネー「楽天Edy（ラクテンエディ）」をチャージ（入金）するサービスです。 |
| 貸金庫 | お客さまの大切な財産や貴重品、預金通帳や重要書類を安全に保管します。<br><br>設置店舗<br>本店営業部／北仙台支店／卸町支店／岩切支店 |

## 保険商品・老後資金

| | |
|---|---|
| 保険窓口販売『個人年金保険』 | 余裕資金の運用やゆとりある老後の備えのためセカンドライフの資産形成をお手伝いします。 |
| 保険窓口販売『終身保険』 | 一生涯の死亡保障を確保しながら老後の生活資金の準備ができます。相続対策にも有効な保険商品です。 |
| 保険窓口販売『定期保険』 | 一定期間の死亡・高度障害に備えることができる保険商品です。 |
| 保険窓口販売『学資保険』 | 子どもの学資金（教育資金）を準備するための貯蓄型の保険です。 |
| 保険窓口販売『医療保険』 | 万一の病気やケガによる、入院・通院・手術に備える保険です。 |
| 保険窓口販売『がん保険』 | 「がん」と診断された時や、「がん」による、入院・通院・手術に備える保険です。 |
| 保険窓口販売『介護保険』 | 公的介護保険制度と連動したわかりやすい保険です。 |
| 保険窓口販売『標準傷害保険』 | さまざまな事故によるケガを補償します。保険期間1年間の掛け捨て商品です。（その後の継続も可能） |
| 保険窓口販売『しんきんグッドすまいる』 | 住宅ローンをご利用されるお客さまに安心もいっしょにお届けする住宅・マンション用の火災保険で幅広い補償内容となっております。 |
| 保険窓口販売『しんきんオーナーの火災保険』 | 併用住宅・共同住宅の建物、収容家財が対象の火災保険です。家賃損失を補償するなど、幅広いリスクに備えることができます。会員である法人、個人事業主、個人の方が対象となります。 |
| 保険窓口販売『ビジネスプロテクター』 | 簡単なお手続きで、事業活動にかかわる施設・業務・生産物の賠償リスクを1つの保険で補償します。お客さまのニーズが高まっている「サイバー攻撃による情報漏えいに伴う賠償損害や費用の補償」等にも備えることが可能です。 |
| 国債窓口販売『新型窓口販売方式国債』 | 毎月（年12回）発行され5万円からご購入いただける国債です。固定金利2年・5年・10年の3種類があります。元本や利子の支払いは、国により保証されています。 |
| 国債窓口販売『個人向け国債』 | 個人の方のみを対象とした1万円からご購入いただける安心・手頃な国債です。固定金利3年・5年と変動金利10年の3種類があります。元本や利子の支払いは、国により保証されています。 |
| 個人型確定拠出年金『iDeCo』 | 国民年金基金連合会が実施主体となり行っている年金制度です。掛金は全額所得控除の対象となります。運用益は非課税ですが、将来のお受取金額が運用成果次第で変動します。 |
| 国民年金基金 | 自営業・フリーランスの皆さまの老齢基礎年金に上乗せする、公的な年金制度です。掛金の全額が所得控除の対象となる確定年金で、老後の生活に終身で備えることができます。 |
| しんきんの共済制度 | ケガの補償（共済）だけでなく、ケガの防止や福利厚生に関する助成を、一律の会費で提供します。 |

# 営業のご案内

## ≫運用する／備える

資産運用手段は、従来の預金に加え、公共債をはじめ投資信託や個人年金保険などの預かり資産に広がり、ますます多様化しております。

当金庫では、これら預かり資産関連商品の販売にあたり、法令で定められている研修をはじめ商品知識の習得に向けた勉強会等を実施し、金融商品取引法、保険業法などを遵守し、お客さまに適切な運用プラン等をアドバイスするよう努めております。

信用金庫など金融機関における保険窓販の全面解禁に伴い、様々な保険商品の取扱いが可能となり、お客さまの多様な保険ニーズに幅広くお応えできるよう商品ラインナップの充実に積極的に取り組んでおります。

これからも、地域の皆さまの「豊かな生活の実現」に向けたサポート役を果たしてまいります。

## ≫投資信託について

「投資信託」（ファンドとも呼ばれる金融商品）は、多くのお客さまからお預かりした資金をひとつにまとめ、運用の専門家である投信委託会社が、複数の株式や債券等多くの金融商品に投資（運用）し、その成果をお客さまにお返しする商品です。

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、販売等に際しては、「金融商品に係る勧誘方針」を遵守し、勧誘の適正の確保を図るとともに、十分な説明責任を果たしてまいります。

### ◉投資信託の仕組み

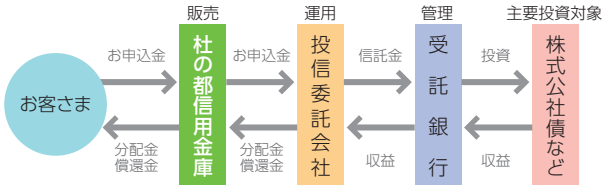


お客さまの窓口となる杜の都信用金庫のほか、投信委託会社、実際の売買や資金管理をする受託銀行によって運営されます。この内、投信委託会社と受託銀行は投資信託によってそれぞれ異なります。

### ◉投資信託の特徴

**●小さな資金で始めることができます。**

株式・債券などの有価証券への投資金額は、1万円程度の「小口資金」から始められます。

**●株式や債券などに分散して投資します。**

投資信託では、複数の銘柄に少しずつ資金を分散して投資しますので、全体的に値動きが平均化され、リスクを抑えた運用を目指すことができます。

**●専門家に運用をお任せいただきます。**

株式や債券などに投資するには、多額の資金と専門的な知識が必要となります。投資信託の場合は多くのお客さまからお預かりした資金をまとめて、運用の専門家がバランスのとれた分散投資を行います。

### ◉ご購入の際の注意事項

**●投資信託は預金商品ではありません。**
**●投資信託は預金保険及び投資者保護基金の対象ではありません。**
**●投資信託は、元本及び分配金が保証されている商品ではありません。**
**●ご購入した資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。**
**●ご購入の際は必ず「目論見書」をご覧ください。**

### ［投資信託ラインナップ］

| 分類 | | ファンド名 | 投信委託会社 | 新NISA対象区分 |
|---|---|---|---|---|
| 株式型 | 国内 | しんきんインデックスファンド225 | しんきんアセットマネジメント投信 | 成長投資枠 |
| | | しんきんトピックスオープン | しんきんアセットマネジメント投信 | 成長投資枠 |
| | | しんきん好配当利回り株ファンド | しんきんアセットマネジメント投信 | 成長投資枠 |
| | 外国 | 三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド | 三井住友DSアセットマネジメント | 成長投資枠 |
| | | しんきん世界好配当利回り株ファンド（毎月決算型） | しんきんアセットマネジメント投信 | — |
| | | しんきん世界好配当利回り株ファンド（1年決算型） | しんきんアセットマネジメント投信 | 成長投資枠 |
| 債券型 | 国内 | しんきん公共債ファンド ≪愛称:ハロー・インカム≫ | しんきんアセットマネジメント投信 | 成長投資枠 |
| | | ニッセイ日本インカムオープン ≪愛称:Jボンド≫ | ニッセイアセットマネジメント | — |
| | | ニッセイ日本インカムオープン（年1回決算型） ≪愛称:Jボンド（年1回決算型）≫ | ニッセイアセットマネジメント | 成長投資枠 |
| | 外国 | 世界のサイフ | 日興アセットマネジメント | — |
| | | グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型） | 三菱UFJアセットマネジメント | — |
| | | DIAM高格付インカム・オープン（毎月決算コース） ≪愛称:ハッピークローバー≫ | アセットマネジメントOne | — |
| | | DIAM高格付インカム・オープン（1年決算コース） ≪愛称:ハッピークローバー1年≫ | アセットマネジメントOne | 成長投資枠 |
| | | ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型） ≪愛称:杏の実≫ | 大和アセットマネジメント | — |
| | | ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（年1回決算型） ≪愛称:杏の実（年1回決算型）≫ | 大和アセットマネジメント | 成長投資枠 |
| | | DIAM高格付外債ファンド ≪愛称:トリプルエース≫ | アセットマネジメントOne | — |
| バランス型 | 国内外 | しんきん3資産ファンド（毎月決算型） | しんきんアセットマネジメント投信 | — |
| | | しんきん3資産ファンド（1年決算型） | しんきんアセットマネジメント投信 | 成長投資枠 |
| | | しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） | しんきんアセットマネジメント投信 | — |
| | | しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型） | しんきんアセットマネジメント投信 | 成長投資枠 |
| 不動産型（リート） | 国内 | しんきんJリートオープン（毎月決算型） | しんきんアセットマネジメント投信 | — |
| | | しんきんJリートオープン（隔月決算型） ≪愛称:六つの果実≫ | しんきんアセットマネジメント投信 | 成長投資枠 |
| | 国内外 | 三井住友・グローバル・リート・オープン ≪愛称:世界の大家さん≫ | 三井住友DSアセットマネジメント | — |
| | | 三井住友・グローバル・リート・オープン（3カ月決算型） ≪愛称:世界ビル紀行≫ | 三井住友DSアセットマネジメント | 成長投資枠 |
| | | 三井住友・グローバル・リート・オープン（1年決算型） ≪愛称:世界の大家さん（1年決算型）≫ | 三井住友DSアセットマネジメント | 成長投資枠 |
| 株式型 | 国内 | たわらノーロード　日経225 | アセットマネジメントOne | つみたて投資枠 |
| | | たわらノーロード　TOPIX | アセットマネジメントOne | つみたて投資枠 |
| | 外国 | たわらノーロード　先進国株式 | アセットマネジメントOne | つみたて投資枠 |
| | | たわらノーロード　先進国株式 ＜為替ヘッジあり＞ | アセットマネジメントOne | つみたて投資枠 |
| | | たわらノーロード　新興国株式 | アセットマネジメントOne | つみたて投資枠 |
| バランス型 | 国内外 | たわらノーロード　バランス（8資産均等型） | アセットマネジメントOne | つみたて投資枠 |

## 主な貸出商品

| | |
|---|---|
| 創業支援融資 | 開業（開業後1年未満の事業者含む）のための運転資金・設備資金にご利用ください。<br>［ご融資金額］100万円～300万円<br>［ご融資期間］5年以内 |
| 事業活性化ローン | 運転資金、設備資金にご利用ください。<br>［ご融資金額］500万円～2,000万円<br>［ご融資期間］7年以内（据置期間、1年間を含む） |
| ワイドローン | 団体生命保険付の長期貸出にご利用ください。事業資金、個人住宅資金など幅広くお使いいただけます。<br>［ご融資金額］事業資金200万円以上1億円以内<br>個人住宅資金10万円以上1億円以内<br>個人消費資金200万円以上1,000万円以内<br>［ご融資期間］事業資金2年以上25年以内<br>個人住宅資金25年以内<br>個人消費資金2年以上10年以内<br>（いずれも据置期間1年を含む） |
| TKC経営者ローン | TKC会員の関与先企業のお客さまが対象となります。運転資金にご利用ください。<br>［ご融資金額］100万円～1,000万円以内<br>［ご融資期間］7年以内 |
| 事業者カードローン | 事業者向けのカードローンです。運転資金、設備資金にご利用ください。宮城県信用保証協会の保証が必要となります。<br>［ご融資金額］100万円～2,000万円以内<br>［ご融資期間］1年または2年 |
| ビジネスカードローン | 事業者向けのカードローンです。運転資金、設備資金にご利用ください。担保（不動産・預積金等）が必要となります。<br>［ご融資金額］50万円～3億円以内<br>［ご融資期間］3年ごとの更新 |
| ライフカードローン | 個人向けのカードローンです。消費資金にご利用ください。担保（不動産・預積金等）が必要となります。<br>［ご融資金額］50万円～500万円以内<br>［ご融資期間］3年ごとの更新 |
| 災害復旧融資 | 災害等により被災を受けたお客さまが対象となります。当座の運転資金や設備等の修復にご利用ください。<br>［ご融資金額］10万円～1,000万円<br>（災害緊急融資の場合は500万円以下）<br>［ご融資期間］1年以上7年以内（据置期間6ヶ月含む）<br>（災害緊急融資の場合は5年以内） |

## 主な個人向けローン商品

### しんきんフリーローン

お使いみち自由!
ローンおまとめ資金・事業性資金にも!

［ご融資金額］500万円以内
［ご融資期間］10年以内

（一社）しんきん保証基金の保証が必要となります。

### カーライフプラン

車の購入、パーツの購入・取付、車検、修理費用、借換等、車に関する費用ならおまかせ!

［ご融資金額］1,000万円以内
［ご融資期間］15年以内

（一社）しんきん保証基金の保証が必要となります。

### 教育プラン

入学金や授業料をはじめ、教材費や下宿費用、留学費用や借換等、教育資金全般に対応!

［ご融資金額］1,000万円以内
［ご融資期間］16年以内

（一社）しんきん保証基金の保証が必要となります。

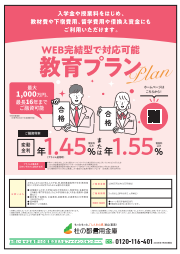


### しんきん教育カードローン

ATMでお借り入れできます。
元金の返済は卒業後から!
在学期間中はお利息のみのお支払い!

［ご融資金額］500万円以内
［ご融資期間］5年以内

（一社）しんきん保証基金の保証が必要となります。

### 無担保住宅ローン

自宅の購入・リフォーム、住宅ローンの借換等、住宅資金全般に!

［ご融資金額］2,000万円以内
［ご融資期間］20年以内

（一社）しんきん保証基金の保証が必要となります。

### インターネット申込受付

インターネットでの
個人向けローン商品
お申込みはこちらから

# 各種手数料

## ◉ATM利用手数料（消費税込）

| | ご利用時間※1 | | 当金庫カード | 他金庫カード | 七十七銀行カード※2 | 仙台銀行カード※2 | 他金融機関カード※2 | ゆうちょ銀行カード※2 | 提携クレジットカード※2 ※3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 出金手数料 | 平日 | 7:30～8:45 | 無料 | 110円 | 110円 | 110円 | 220円 (注) | 220円 (注) | 無料 |
| | | 8:45～18:00 | | 無料 | 無料 | 無料 | 110円 | 110円 | 無料 |
| | | 18:00以降 | | 110円 | 110円 | 110円 | 220円 (注) | 220円 (注) | 110円 |
| | 土曜日 | 8:00～9:00 | 無料 | 110円 | 110円 | 110円 | 220円 (注) | 220円 (注) | ご利用できません |
| | | 9:00～14:00 | | 無料 ※4 | | | | 110円 | 無料 |
| | | 14:00以降 | | 110円 | | | | 220円 (注) | 110円 |
| | 日曜・祝日 | 8:00～9:00 | 110円 | 220円 (注) | 110円 | 110円 | 220円 (注) | 220円 (注) | ご利用できません |
| | | 9:00～17:00 | | 110円 | | | | | 110円 |
| | | 17:00以降 | | 220円 (注) | | | | | 110円 |

| | ご利用時間※1 | | 当金庫カード | 他金庫カード | 七十七銀行カード | 仙台銀行カード※2 | 他金融機関カード※2 ※5 | ゆうちょ銀行カード※2 | 提携クレジットカード※2 ※6 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入金手数料 | 平日 | 7:30～8:45 | 無料 | 110円 | ご利用できません | 220円 (注) | 220円 (注) | 220円 (注) | 無料 |
| | | 8:45～18:00 | | 無料 | | 110円 | 110円 | 110円 | |
| | | 18:00以降 | | 110円 | | 220円 (注) | 220円 (注) | 220円 (注) | |
| | 土曜日 | 8:00～9:00 | 無料 | 110円 | | 220円 (注) | 220円 (注) | 220円 (注) | ご利用できません |
| | | 9:00～14:00 | | 無料 | | 110円 | 110円 | 110円 | 無料 |
| | | 14:00以降 | | 110円 | | 220円 (注) | 220円 (注) | 220円 (注) | 無料 |
| | 日曜・祝日 | 8:00～9:00 | 無料 | 220円 (注) | | 220円 (注) | 220円 (注) | 220円 (注) | ご利用できません |
| | | 9:00～17:00 | | 110円 | | | | | 無料 |
| | | 17:00以降 | | 220円 (注) | | | | | 無料 |

※1 ご利用時間は当金庫の最大稼働時間で表示しております。各ATMコーナーのご利用時間につきましては、「営業店舗のご案内」にてご確認ください。また、当金庫以外のカードでのご利用可能時間につきましては、口座をお持ちの金融機関またはクレジットカード会社にお問い合わせください。
※2 平日のご利用開始時間は8:00からになります。
※3 「提携クレジットカード」のキャッシング手数料は、別途クレジット会社からお客さまにご請求されます。なお、手数料につきましては、各提携クレジット会社により異なりますので、詳しくはクレジットカード会社へお問い合わせください。
※4 土曜日のお引出しにつきましては、一部有料となる信用金庫がございます。
※5 「他金融機関カード」のご入金は、第二地方銀行・信用組合・労働金庫のうち、相互入金業務提携金融機関のカードに限ります。
※6 「提携クレジットカード」のご入金（ご返済）は、一部のATMでご利用いただけます。
（注）利息制限法等の改正に伴い、ATM利用手数料が 220 円（消費税込）となる一部のお取引について、手数料が 110 円（消費税込）に引き下げとなる場合や、ご利用できない場合がございます。詳しくは口座をお持ちの提携金融機関にお問い合わせください。

## ◉為替手数料（消費税込）

| 手数料項目・取扱区分等 | | | 当金庫 同一店内宛 | 当金庫 本支店宛 | 他行宛 |
|---|---|---|---|---|---|
| 振込【窓口扱い】※1 | 電信・文書扱い | 5万円以上 1件につき | 440円 | 550円 | 880円 |
| | | 5万円未満 1件につき | 220円 | 330円 | 660円 |
| 振込【ATM扱い】 | 当金庫キャッシュカード扱い | 5万円以上 1件につき | 無　料 | 330円 | 550円 |
| | | 5万円未満 1件につき | 無　料 | 110円 | 385円 |
| | 他行庫キャッシュカード扱い(注) | 5万円以上 1件につき | 440円 | 440円 | 770円 |
| | | 5万円未満 1件につき | 220円 | 220円 | 550円 |
| | 現金扱い | 5万円以上 1件につき | 330円 | 440円 | 770円 |
| | | 5万円未満 1件につき | 110円 | 220円 | 550円 |
| インターネットバンキング テレホンバンキング | | 5万円以上 1件につき | 無　料 | 220円 | 550円 |
| | | 5万円未満 1件につき | 無　料 | 110円 | 330円 |
| 為替自動振込 | | 5万円以上 1件につき | 無　料 | 330円 | 550円 |
| | | 5万円未満 1件につき | 無　料 | 110円 | 385円 |
| 送金 | 送金小切手 | 1通につき | 440円 | | 660円 |
| 給与振込 | 1件につき | | 無　料 | | 220円 |
| 代金取立 | 電子交換（本支店宛・他行庫宛） | | | | 660円 |
| | 郵送 | | | | 1,100円 |
| その他 | 送金・振込の組戻 | | | 1通 | 660円 |
| | 不渡手形・小切手等返却 | | | 1通 | 660円 |
| | 取立手形・小切手等組戻 | | | 1通 | 660円 |
| | 取立手形店頭呈示 | | | 1通 | 660円 |
| | その他（拒絶証書作成費用等） | | | | 実　費 |

※1　視覚障がいをお持ちのお客さまの振込みの場合は、【ATM扱い】の振込手数料となります。
（注）　他金融機関のキャッシュカードご利用の場合は、曜日・時間帯により別途ATM利用手数料がかかります。

## ◉両替手数料（消費税込）

| 窓口扱い | ご希望金種の合計枚数 | 手数料（消費税込） |
|---|---|---|
| | 1枚～50枚以下 | 無料 |
| | 51枚～500枚 | 440円 |
| | 501枚～1,000枚 | 550円 |
| | 1,001枚～2,000枚 | 880円 |
| | 以降1,000枚以内増ごとに | 330円加算 |

※汚損した現金の交換・記念硬貨の交換は無料とさせていただきます。
※現金による払い戻し時に金種を指定される場合（実質両替と判断される場合）も両替と同額の手数料をいただきます。

| 両替機 | ご希望金種の合計枚数 | 手数料（消費税込） |
|---|---|---|
| | 1枚～1,000枚 | 200円 |

※両替機での1回の両替限度枚数は1,000枚となります。
（金種によって限度枚数までの両替ができない場合がございます）
※両替機ご利用の際、当金庫キャッシュカードまたは両替機専用カードのご利用で、お一人さま1日1回50枚まで無料とさせていただきます。

| 硬貨入金手数料 | ご希望金種の合計枚数 | 手数料（消費税込） |
|---|---|---|
| | 1枚～100枚以下 | 無料 |
| | 101枚～500枚 | 440円 |
| | 501枚～1,000枚 | 550円 |
| | 1,001枚～2,000枚 | 880円 |
| | 以降1,000枚以内増ごとに | 330円加算 |

※汚損した硬貨の入金・記念硬貨の入金は無料とさせていただきます。
※101枚以上の硬貨による振込や税金等の払込みの場合も手数料をいただきます。

## ◉預金・その他手数料（消費税込）

| 手数料項目 | | 手数料（消費税込） |
|---|---|---|
| 手形小切手 | 小切手用紙発行手数料 | 1冊につき 2,200円 |
| | 約束手形用紙発行手数料 | 1冊につき 2,200円 |
| | 為替手形用紙発行手数料 | 1冊につき 2,200円 |
| | 記名判　変更登録 | 1回につき 5,500円 |
| 自己宛小切手発行手数料 | | 1枚につき 550円 |
| 当座預金開設手数料 | | 1口座につき 11,000円 |
| マル専口座 | 口座開設手数料 | 割賦販売通知書1枚につき 3,300円 |
| | 手形発行手数料 | 手形1枚につき 550円 |
| 貸金庫 | 全自動<br>※設置店舗：本店営業部 | Ⅰ種 年額 19,800円<br>Ⅱ種 年額 33,000円<br>Ⅲ種 年額 39,600円 |
| | 全自動<br>※設置店舗：北仙台支店<br>岩切支店 | Ⅰ種 年額 13,200円<br>Ⅱ種 年額 18,700円<br>Ⅲ種 年額 24,200円 |
| | 半自動<br>※設置店舗：卸町支店 | Ⅰ種 年額 15,400円<br>Ⅱ種 年額 23,100円 |
| 貸金庫鍵紛失手数料 | | 実　費 |
| 夜間金庫 | 基本料 | 月額 6,600円 |
| | 入金帳 | 1冊につき 8,800円 |
| 夜間金庫再交付手数料（投入袋・鍵の紛失等） | | 実　費 |
| ICキャッシュカード発行手数料 | | 1枚 1,100円 |
| 再発行手数料 | 通帳・証書・カード<br>※通帳アプリから紙通帳への切替えを含む | 1冊・1枚につき 1,100円 |
| インターネットバンキング | HU・SPC | 月額 1,100円 |
| | 個人版 | 基本料 無　料<br>契約時 無　料 |
| | 法人版 | 基本料 月額 2,200円<br>契約時 5,500円 |
| ハードウェアトークン | 新規申込・再発行時<br>（紛失・破損・電池切れ等） | 1個につき 880円 |
| 各種証明書発行 | 残高・利息証明書発行手数料<br>（英文を含む） | 窓口扱い1通につき 330円<br>郵送扱い1通につき 660円 |
| | 相続預金払戻証明書発行手数料 | 1通につき 2,200円 |
| | 融資証明書 | 1部につき 5,500円 |
| | その他証明書（債務保証書等） | 1部につき 1,100円 |
| 取引履歴照会（マイクロフィルムの写し） | | 1枚につき 220円 |
| 金庫証明書 | 抄本・印鑑証明書等 | 1通につき 1,100円 |
| 個人情報開示 | 基本項目 | 窓口扱い1通につき 660円<br>郵送扱い1通につき 1,100円 |
| | 基本項目以外 | 窓口・郵送扱い1通につき 2,200円 |
| | ※従量手数料は、2枚目以降1枚あたり55円となります。 | |
| 各種調査 | 税務調査時等 | 1枚 22円 |
| 債券口座管理 | 振替決済口座管理 | 無　料 |
| 保護預り | その他（特殊預り） | 月額 220円 |
| 株式・出資払込事務取扱手数料 | | 払込額×1000分の2.5×1.1（消費税） |
| 個人向け信託商品事務手数料 | | 信託金額×1%×1.1（消費税）※上限55,000円 |
| 口座振替手数料 | | 1件あたりの手数料単価×件数×1.1（消費税） |
| 未利用口座管理手数料 | | 年額 1,320円 |
| 電子マネー手数料 | チャージ（取引）金額15,000円未満 | 取引1回につき 55円 |
| | チャージ（取引）金額15,000円以上 | 無　料 |
| 無鑑査集金鞄・鍵再交付等手数料 | | 実　費 |

## ◉融資手数料（消費税込）

| 手数料項目 | | | 手数料（消費税込） |
|---|---|---|---|
| 不動産担保 | 担保新規設定、根抵当権極度増額、担保追加設定、担保物件差換<br>※登記留保含む | | 当金庫営業地区内の物件 55,000円<br>当金庫営業地区外の物件 110,000円 |
| | 担保順位変更、担保一部解除、根抵当権極度減額、担保譲渡、債務者変更等<br>※以下のものは除きます<br>公的機関からの要請による取扱店変更のもの、当金庫都合によるもの、融資時の条件によるもの | | 当金庫営業地区内の物件 16,500円<br>当金庫営業地区外の物件 33,000円 |
| 条件変更 | （変更契約書・特約書等）月々の返済金または貸付期限の変更したもの | | 1回 11,000円 |
| 融資実行 | 手形貸付・証書貸付 | | 1件 11,000円 |
| | 割引手形 | | 1件 1,100円 |
| | アパートローン | | 1件 融資金額×0.55%※下限55,000円 |
| | 消費者ローン（カードローン以外） | | 1件 330円 |
| 証書貸付（住宅ローン以外の消費者ローンを除く） | 臨時内入（契約期間5年超を対象） | | 1回 5,500円 |
| | 繰上完済（契約期間10年以上を対象） | | 融資後3年以内 5,500円<br>融資後5年以内 3,300円<br>融資後7年以内 2,200円<br>融資後7年超 無　料 |
| 住宅ローン・保証会社保証付・ワイドローン（個人住宅） | ローン事務取扱 | 財全国保証・しんきん保証基金扱 | 1件 67,100円 |
| | | ワイドローン（個人住宅） | 1件 12,100円 |
| | 変動金利（固定金利選択時含む） | 臨時内入 | 1回 22,000円 |
| | | 繰上完済 | 33,000円 |
| | | 固定金利再設定 | 5,500円 |
| | 全期間固定金利 | 臨時内入 | 1回 5,500円 |
| | | 繰上完済 | 融資後7年以内 3,300円<br>融資後7年超 無　料 |

## ◉でんさいサービス手数料（消費税込）

### 契約料および基本手数料 ※法人IB契約先無料

| 手数料項目 | | 手数料（消費税込） 電子記録債務者 | 債権者利用限定 |
|---|---|---|---|
| 契約料（初回のみ） | | 5,500円 | 2,750円 |
| 基本手数料（月額） | 書面取引 | 2,200円 | 2,200円 |
| | PC取引 | 1,100円 | 1,100円 |

### 通常利用料 書面取引

| 手数料項目 | | 手数料（消費税込） 電子記録債務者 | 債権者利用限定 |
|---|---|---|---|
| 発生記録利用料 | （1取引） | 770円 | − |
| 譲渡記録利用料 | （1取引） | 770円 | 770円 |
| 分割譲渡記録利用料 | （1取引） | 770円 | 770円 |
| 変更・訂正等 | （1取引） | 1,100円 | 1,100円 |
| 開示請求（窓口） | （1通） | 1,100円 | 1,100円 |
| 開示請求（特例） | （1通） | 2,200円 | 2,200円 |
| 割引申請 | （1取引） | 550円 | 550円 |

### 通常利用料 PC取引

| 手数料項目 | | 手数料（消費税込） 電子記録債務者 | 債権者利用限定 |
|---|---|---|---|
| 発生記録利用料 | （1取引） | 550円 | − |
| 譲渡記録利用料 | （1取引） | 550円 | 550円 |
| 分割譲渡記録利用料 | （1取引） | 550円 | 550円 |
| 変更・訂正等 | | 無　料 | 無　料 |
| 開示請求 | | 無　料 | 無　料 |

# 信金中央金庫 ～信用金庫のセントラルバンク～

SCB Shinkin Central Bank

信金中央金庫（信金中金）は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2024年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約34兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

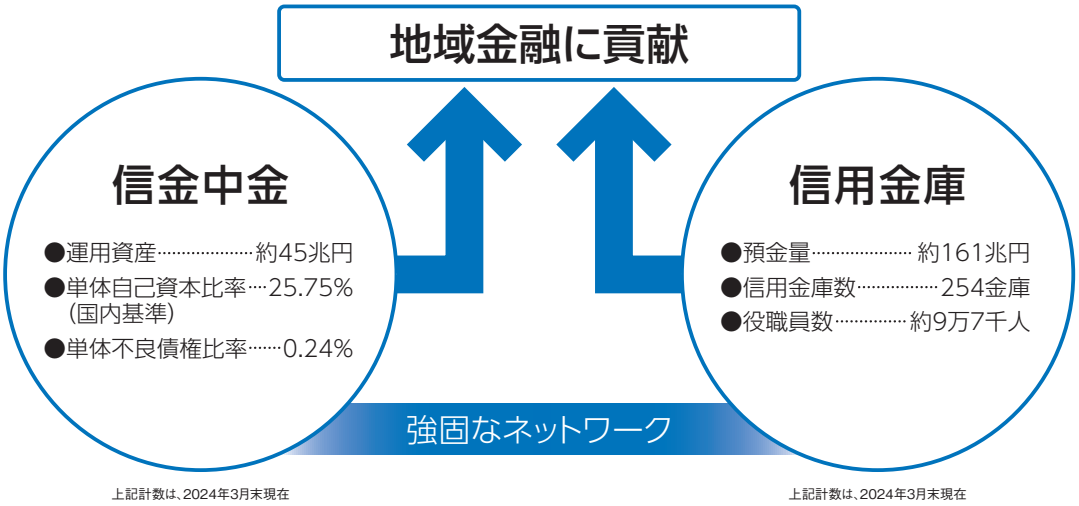


上記計数は、2024年3月末現在

上記計数は、2024年3月末現在

## 信用金庫の業務にかかるサポート

・中小企業のビジネスマッチングや海外展開のサポート

・個人の資産形成や相続にかかる業務のサポート

・地域創生やフィンテックの活用など

## 信用金庫の経営にかかるサポート

・信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート

・信用金庫向け金融商品の提供

・信用金庫の業務効率化のサポート

・信用金庫の経営課題の解決サポート

## 信用金庫業界の資金運用

・信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

## 総合力で地域金融をバックアップ

**信金中金グループ**

- 証券業務
  - しんきん証券(株)
  - 信金インターナショナル(株)
- 金融関連業務
  - 信金シンガポール(株)
  - 信金ギャランティ(株)
  - しんきんアセットマネジメント投信(株)
  - 信金キャピタル(株)
- その他業務
  - しんきん地域創生ネットワーク(株)
  - (株)しんきん情報システムセンター
  - 信金中金ビジネス (株)

## 邦銀トップクラスの格付

| 格付機関 | 長期格付 |
|---|---|
| ムーディーズ(Moody's) | A1 |
| S&Pグローバル・レーティング(S&P) | A |
| 格付投資情報センター(R&I) | A+ |
| 日本格付研究所(JCR) | AA |

2024年3月末現在

# 資料編

## 業績のご報告


36～39 **財務諸表**
貸借対照表／
貸借対照表の注記事項／
損益計算書／損益計算書の注記事項／
剰余金処分計算書

40 **預金業務の状況**
預金積金科目別期末残高／
預金・譲渡性預金科目別平均残高／
預金者別預金残高／役職員一人当り預金・貸出金残高／
一店舗当り預金・貸出金残高

40 **為替業務の状況**
内国為替取扱高

40～41 **貸出業務の状況**
貸出金科目別期末残高／貸出金科目別平均残高／
貸出金金利別残高／
業種別・会員・会員外別貸出金残高／
特定海外債権残高／貸出金使途別内訳／
貸出金担保別内訳／債務保証見返額担保別内訳／
消費資金残高／住宅資金残高／
代理貸付残高の内訳／
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額／
貸出金償却額

42～43 **有価証券に関する状況**
有価証券期末残高／有価証券平均残高／
商品有価証券期末残高・平均残高／
有価証券の種類別の残存期間別残高／
有価証券の時価情報／金銭の信託の時価情報／
デリバティブ取引時価情報／公共債引受額

44～45 **損益の状況**
資金運用収支の状況及び業務粗利益及び粗利益率／
業務純益／その他業務収支の内訳／
役務取引等収支の内訳／経費の内訳／
資金運用収支の内訳／受取・支払利息の増減／
最近5事業年度の主要な経営指標の推移

45 **経営指標**
利益率／利鞘／預証率／預貸率


## 自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示）


46～52 **事業年度の開示事項**
(1)自己資本の構成に関する事項
(2)自己資本の充実度に関する事項
(3)信用リスクに関する事項
（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
(4)信用リスク削減手法に関する事項
(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
(6)証券化エクスポージャーに関する事項
(7)出資等エクスポージャーに関する事項
(8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
(9)オペレーショナル・リスクに関する事項
(10)金利リスクに関する事項

# 財務諸表

## 貸借対照表（資産の部）

（単位：百万円）

| 科目 | 2022年度（2023年3月31日現在） | 2023年度（2024年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 現金 | 7,676 | 6,300 |
| 預け金 | 199,975 | 167,548 |
| 買入金銭債権 | 1,640 | 2,865 |
| 金銭の信託 | － | － |
| 有価証券 | 97,130 | 98,639 |
| 国債 | 34,149 | 34,613 |
| 地方債 | 17,338 | 16,899 |
| 社債 | 28,085 | 28,769 |
| 株式 | 452 | 735 |
| その他の証券 | 17,103 | 17,620 |
| 貸出金 | 352,088 | 372,502 |
| 割引手形 | 620 | 461 |
| 手形貸付 | 13,703 | 13,506 |
| 証書貸付 | 312,911 | 335,211 |
| 当座貸越 | 24,852 | 23,322 |
| その他資産 | 2,358 | 3,301 |
| 未決済為替貸 | 128 | 182 |
| 信金中金出資金 | 1,786 | 2,636 |
| 前払費用 | 13 | 13 |
| 未収収益 | 363 | 413 |
| その他の資産 | 66 | 54 |
| 有形固定資産 | 8,317 | 8,188 |
| 建物 | 3,334 | 3,184 |
| 土地 | 4,475 | 4,479 |
| 建設仮勘定 | － | － |
| その他の有形固定資産 | 507 | 523 |
| 無形固定資産 | 77 | 68 |
| ソフトウェア | 25 | 18 |
| その他の無形固定資産 | 52 | 49 |
| 前払年金費用 | 199 | 180 |
| 繰延税金資産 | 1,882 | 1,489 |
| 債務保証見返 | 3,259 | 3,143 |
| 貸倒引当金 | △ 4,860 | △ 4,983 |
| （うち個別貸倒引当金） | （△ 2,207） | （△ 2,239） |
| **資産の部合計** | **669,745** | **659,243** |

（注）1. 動産、不動産の減価償却累計額
2022年度4,772百万円　2023年度4,963百万円
2. 有形固定資産の圧縮記帳額　3百万円
3.「貸倒引当金」は、資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示しております。

## 貸借対照表（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

| 科目 | 2022年度（2023年3月31日現在） | 2023年度（2024年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 預金積金 | 642,575 | 632,745 |
| 当座預金 | 10,897 | 10,419 |
| 普通預金 | 262,596 | 260,971 |
| 貯蓄預金 | 1,146 | 1,057 |
| 通知預金 | 30,192 | 14,501 |
| 定期預金 | 307,261 | 317,971 |
| 定期積金 | 27,777 | 25,666 |
| その他の預金 | 2,703 | 2,156 |
| 譲渡性預金 | － | － |
| 借用金 | 2,200 | 2,000 |
| 借入金 | 2,200 | 2,000 |
| その他負債 | 866 | 1,024 |
| 未決済為替借 | 168 | 315 |
| 未払費用 | 202 | 165 |
| 給付補塡備金 | 16 | 12 |
| 未払法人税等 | 158 | 239 |
| 前受収益 | 99 | 82 |
| 払戻未済金 | 33 | 23 |
| 払戻未済持分 | 16 | 33 |
| 資産除去債務 | 15 | 13 |
| その他の負債 | 156 | 137 |
| 賞与引当金 | 95 | 92 |
| 役員賞与引当金 | 5 | 4 |
| 退職給付引当金 | － | － |
| 役員退職慰労引当金 | 74 | 78 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 7 | 5 |
| 偶発損失引当金 | 79 | 72 |
| 繰延税金負債 | － | － |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 218 | 218 |
| 債務保証 | 3,259 | 3,143 |
| 負債の部合計 | 649,381 | 639,385 |
| 会員勘定合計 | 23,146 | 23,680 |
| 出資金 | 2,585 | 2,540 |
| 普通出資金 | 2,585 | 2,540 |
| 利益剰余金 | 20,603 | 21,172 |
| 利益準備金 | 2,726 | 2,726 |
| その他利益剰余金 | 17,877 | 18,446 |
| 特別積立金 | 16,555 | 16,855 |
| （記念行事積立金） | （431） | （431） |
| （経営基盤強化積立金） | （2,100） | （2,200） |
| （顧客利便性向上等積立金） | （1,800） | （1,900） |
| 当期未処分剰余金 | 1,322 | 1,591 |
| 処分未済持分 | △ 42 | △ 32 |
| 評価・換算差額等合計 | △ 2,783 | △ 3,823 |
| その他有価証券評価差額金 | △ 3,169 | △ 4,209 |
| 土地再評価差額金 | 386 | 386 |
| 純資産の部合計 | 20,363 | 19,857 |
| **負債及び純資産の部合計** | **669,745** | **659,243** |

## 貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　8年～50年
その他　3年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 当金庫の貸倒引当金は、理事会の承認を得ている「償却・引当事務取扱規程」に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
なお、金額が一定額以上の特異なリスク特性を有する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、当該債権の特性を踏まえ、回収の危険性に応じて債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
また、破綻懸念先債権に相当する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる一定の金額以上の債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、営業部店及び関係部署の協力の下にリスク統括部（資産査定部署）が資産査定を統括しております。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異　各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
⑴制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）
①年金資産の額　1,680,937百万円
②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額　1,770,192百万円
差引額　（①－②）　△89,255百万円
⑵制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月分）　0.2468%
（注）掛金拠出割合の端数は小数点以下第5位を四捨五入しております。
⑶補足説明
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金46百万円を費用処理しております。
また、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記（2）の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。

14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金　4,983百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定に変化が生じた場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　1,683百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額　4,963百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額　3百万円

18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額　3,248百万円
危険債権額　6,189百万円
三月以上延滞債権額　－百万円
貸出条件緩和債権額　656百万円
合計額　10,094百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は461百万円であります。

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金　3,000百万円
有価証券　3,513百万円
その他資産　0百万円
担保資産に対応する債務
預金積金　581百万円
借用金　2,000百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金36,000百万円を差し入れております。

21. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成13年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年5月2日法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行なって算出しております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 178百万円

22. 出資1口当たりの純資産額　395円93銭

23. 金融商品の状況に関する事項
⑴金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
⑵金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。
なお、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、対象残高が僅少のため、特段のリスク回避策はとっておりません。
⑶金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、理事会において決定された「信用リスク管理方針」に基づき、信用リスクに関する具体的な管理方法を定めた「信用リスク管理規程」や「融資事務取扱規程」等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業部店のほか融資部により行われ、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
なお、総体的な信用リスクの管理状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
②市場リスクの管理
ⅰ金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理し、理事会において決定された「市場リスク管理方針」に基づき、市場リスクに関する具体的な管理方法を定めた「市場リスク管理規程」や「余資運用基準」等に従い、日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。
なお、総体的な金利リスクの管理状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
ⅱ為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
ⅲ価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された「市場リスク管理方針」に基づき、市場リスクに関する具体的な管理方法を定めた「市場リスク管理規程」に従い行われております。
このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
当金庫で保有している株式は、純投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
なお、総体的な価格変動リスクの管理状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

(ⅳ)市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合、1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、14,055百万円減少するものと把握しております。ただし、当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、理事会において決定された「流動性リスク管理方針」に基づき、流動性リスクに関する具体的な管理方法を定めた「流動性リスク管理規程」や「余資運用基準」に従い、日常的には経営企画部において資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス等をモニタリング・調整することにより流動性リスクを管理しております。
なお、総体的な流動性リスクの管理状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
⑷金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項
令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（(注2）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております（償還・返済予定額については（注3）、（注4）参照）。

残高及び時価情報　（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| ⑴預け金（＊1） | 167,548 | 167,480 | △ 68 |
| ⑵買入金銭債権 | 2,865 | 2,857 | △ 7 |
| ⑶商品有価証券 | － | － | － |
| 売買目的有価証券 | － | － | － |
| ⑷有価証券 | 98,515 | 98,021 | △ 493 |
| 満期保有目的の債券 | 8,491 | 7,997 | △ 493 |
| その他有価証券（＊3） | 90,023 | 90,023 | － |
| ⑸貸出金（＊1） | 367,655 | 368,144 | 489 |
| （引当金控除前） | (372,502) | | |
| 貸倒引当金（＊2） | △ 4,847 | | |
| 金　融　資　産　計 | 636,584 | 636,504 | △ 79 |
| ⑴預金積金（＊1） | 632,745 | 632,462 | △ 283 |
| ⑵借用金（＊1） | 2,000 | 1,965 | △ 34 |
| 金　融　負　債　計 | 634,745 | 634,428 | △ 317 |

（＊1）　預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（＊2）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（＊3）　その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）
金融資産
⑴預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
⑵買入金銭債権
買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。
⑶有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については25.から27.に記載しております。
⑷貸出金
貸出金は、以下の(ⅰ)～(ⅲ)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
(ⅰ)破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
(ⅱ)(ⅰ)以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
(ⅲ)(ⅰ)以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額
金融負債
⑴預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。
また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。
⑵借用金
固定金利によるもので、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。
（単位：百万円）

| 区　分 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式（＊1） | 47 |
| 組合出資金（＊2） | 76 |
| 合　計 | 123 |

（＊1）　非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（＊2）　組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　（単位：百万円）

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預け金（＊1） | 77,000 | 53,425 | － | － |
| 買入金銭債権 | 1,447 | 1,417 | － | － |
| 有価証券 | 486 | 16,240 | 19,338 | 48,976 |
| 満期保有目的の債券 | － | － | － | 8,264 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 486 | 16,240 | 19,338 | 40,712 |
| 貸出金（＊2） | 47,849 | 121,805 | 88,541 | 87,698 |
| 合　計 | 126,783 | 192,889 | 107,879 | 136,675 |

（＊1）　預け金のうち要求払預け金は含めておりません。
（＊2）　貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額　（単位：百万円）

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金積金（＊3） | 322,866 | 17,373 | 0 | 198 |
| 借用金 | 200 | 800 | 1,000 | － |
| 合　計 | 323,066 | 18,173 | 1,000 | 198 |

（＊3）　預金積金のうち、要求払預金、期流れ分等、期間の定めがないものは含めておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
⑴売買目的有価証券　　該当ありません
⑵満期保有目的の債券　（単位：百万円）

| | 種　類 | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国　債 | － | － | － |
| | 地方債 | － | － | － |
| | 社　債 | 1,515 | 1,531 | 15 |
| | その他 | － | － | － |
| | 小　計 | 1,515 | 1,531 | 15 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国　債 | － | － | － |
| | 地方債 | 6,150 | 5,656 | △493 |
| | 社　債 | 826 | 809 | △16 |
| | その他 | － | － | － |
| | 小　計 | 6,976 | 6,466 | △509 |
| 合　計 | | 8,491 | 7,997 | △493 |

⑶その他有価証券　（単位：百万円）

| | 種　類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株　式 | 688 | 548 | 140 |
| | 債　券 | 2,249 | 2,240 | 8 |
| | 国　債 | 101 | 99 | 1 |
| | 地方債 | 100 | 100 | 0 |
| | 社　債 | 2,048 | 2,041 | 7 |
| | その他 | 1,286 | 986 | 299 |
| | 小　計 | 4,224 | 3,776 | 447 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株　式 | － | － | － |
| | 債　券 | 69,540 | 74,045 | △4,504 |
| | 国　債 | 34,512 | 37,999 | △3,486 |
| | 地方債 | 10,649 | 11,192 | △543 |
| | 社　債 | 24,379 | 24,853 | △474 |
| | その他 | 16,258 | 17,199 | △940 |
| | 小　計 | 85,799 | 91,244 | △5,445 |
| 合　計 | | 90,023 | 95,021 | △4,997 |

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券　　該当ありません

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券　　該当ありません

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は、58,793百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが25,951百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（1年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 1,090百万円 |
| 偶発損失引当金 | 20 |
| 固定資産減損処理額 | 24 |
| 賞与引当金 | 25 |
| 未収利息不計上額 | 43 |
| 役員退職慰労引当金 | 21 |
| 減価償却額 | 25 |
| 有価証券評価差損 | 1,399 |
| その他 | 67 |
| 繰延税金資産小計 | 2,720 |
| 評価性引当額 | △1,180 |
| 繰延税金資産合計 | 1,540 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務 | 0 |
| 前払年金費用 | 50 |
| 繰延税金負債合計 | 51 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 1,489百万円 |

# 財務諸表

## 損益計算書

（単位：百万円）

| 科　　目 | 2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日） | 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日） |
|---|---|---|
| **経　常　収　益** | **5,500** | **5,677** |
| 資金運用収益 | 4,850 | 5,035 |
| 貸出金利息 | 4,164 | 4,286 |
| 預け金利息 | 134 | 137 |
| 有価証券利息配当金 | 502 | 560 |
| その他の受入利息 | 48 | 51 |
| 役務取引等収益 | 603 | 586 |
| 受入為替手数料 | 306 | 300 |
| その他の役務収益 | 297 | 285 |
| その他業務収益 | 16 | 10 |
| 外国為替売買益 | 4 | 7 |
| 国債等債券売却益 | － | － |
| 国債等債券償還益 | － | － |
| その他の業務収益 | 12 | 3 |
| その他経常収益 | 29 | 43 |
| 貸倒引当金戻入益 | － | － |
| 償却債権取立益 | － | － |
| 株式等売却益 | － | － |
| 金銭の信託運用益 | － | － |
| その他の経常収益 | 29 | 43 |
| **経　常　費　用** | **4,945** | **4,809** |
| 資金調達費用 | 76 | 75 |
| 預金利息 | 65 | 65 |
| 給付補塡備金繰入額 | 5 | 3 |
| 譲渡性預金利息 | － | － |
| 借用金利息 | 6 | 5 |
| その他の支払利息 | 0 | 0 |
| 役務取引等費用 | 378 | 379 |
| 支払為替手数料 | 73 | 72 |
| その他の役務費用 | 304 | 307 |
| その他業務費用 | 4 | 2 |
| 外国為替売買損 | － | － |
| 国債等債券売却損 | － | － |
| 国債等債券償還損 | － | － |
| 国債等債券償却 | － | － |
| その他の業務費用 | 4 | 2 |
| 経費 | 3,681 | 3,759 |
| 人件費 | 1,824 | 1,864 |
| 物件費 | 1,673 | 1,713 |
| 税金 | 183 | 181 |
| その他経常費用 | 804 | 592 |
| 貸倒引当金繰入額 | 714 | 538 |
| （うち個別貸倒引当金繰入額） | (415) | (448) |
| 貸出金償却 | 11 | 6 |
| 株式等売却損 | － | － |
| 株式等償却 | － | － |
| 金銭の信託運用損 | － | － |
| その他資産償却 | － | － |
| その他の経常費用 | 78 | 46 |
| **経　常　利　益** | **554** | **868** |
| **特　別　利　益** | **－** | **－** |
| 固定資産処分益 | － | － |
| その他の特別利益 | － | － |
| **特　別　損　失** | **24** | **1** |
| 固定資産処分損 | 24 | 1 |
| 減損損失 | － | － |
| その他の特別損失 | － | － |
| **税引前当期純利益** | **530** | **866** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **206** | **296** |
| **法人税等調整額** | **△104** | **△50** |
| **当期純利益** | **427** | **620** |
| **繰越金（当期首残高）** | **894** | **970** |
| **当期末処分剰余金** | **1,322** | **1,591** |

## 損益計算書の注記事項

1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当たり当期純利益金額　　12円24銭

3.「その他の経常費用」には、信用保証協会の責任共有制度に係る負担金44,773千円を含んでおります。

4.収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

| 取引等の種類 | 顧客との契約から生じる収益の主な概要 | 主な収益認識基準等 |
|---|---|---|
| 内国為替業務 | 送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む） | これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。<br>なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。 |
| その他の役務取引等 | 手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 | |
| | 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 | |
| | その他の役務取引等業務に関係する受入手数料 | |

（注）役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

## 剰余金処分計算書

（単位：百万円）

| 科　　目 | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| **当期未処分剰余金** | **1,322** | **1,591** |
| 繰越金（当期首残高） | 894 | 970 |
| 当期純利益 | 427 | 620 |
| **計** | **1,322** | **1,591** |
| **剰余金処分額** | **351** | **650** |
| 利益準備金 | － | － |
| 普通出資に対する配当金 | 51 | 50 |
| 特別積立金 | 300 | 600 |
| （うち顧客利便性向上等積立金） | 100 | 100 |
| （うち経営基盤強化積立金） | 100 | 200 |
| **繰越金（当期末残高）** | **970** | **940** |

### 剰余金処分

当期純利益620百万円と繰越金（当期首残高）970百万円の合計1,591百万円を次のように処分しました。

1. 出資に対する配当金50百万円（配当率2％）。（普通配当2％）
2. 特別積立金600百万円

その結果、繰越金（当期末残高）は940百万円となっております。

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2023年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性を確認しております。

2024年6月14日
杜の都信用金庫
理事長　星　倫市

# 預金業務の状況

## 預金積金科目別期末残高

（単位：百万円）

| | 2023年3月31日 | | 2024年3月31日 | |
|---|---|---|---|---|
| | 残高 | 構成比(%) | 残高 | 構成比(%) |
| 当座預金 | 10,897 | 1.6 | 10,419 | 1.6 |
| 普通預金 | 262,596 | 40.8 | 260,971 | 41.2 |
| 貯蓄預金 | 1,146 | 0.1 | 1,057 | 0.1 |
| 通知預金 | 30,192 | 4.6 | 14,501 | 2.2 |
| 別段・納税準備預金 | 2,703 | 0.4 | 2,156 | 0.3 |
| 定期預金 | 307,261 | 47.8 | 317,971 | 50.2 |
| 固定金利定期預金 | 307,218 | 47.8 | 317,930 | 50.2 |
| 変動金利定期預金 | 43 | 0.0 | 41 | 0.0 |
| 定期積金 | 27,777 | 4.3 | 25,666 | 4.0 |
| その他預金 | － | － | － | － |
| **合計** | **642,575** | **100.0** | **632,745** | **100.0** |
| 会員預金 | 207,397 | 32.2 | 205,696 | 32.5 |
| 会員外預金 | 435,177 | 67.7 | 427,049 | 67.4 |

## 預金者別預金残高

（単位：百万円）

| | 2023年3月31日 | | 2024年3月31日 | |
|---|---|---|---|---|
| | 残高 | 構成比(%) | 残高 | 構成比(%) |
| 法人預金 | 238,673 | 37.1 | 223,512 | 35.3 |
| 公金 | 77,790 | 12.1 | 80,637 | 12.7 |
| 金融機関 | 17,959 | 2.7 | 3,972 | 0.6 |
| 一般法人 | 142,923 | 22.2 | 138,902 | 21.9 |
| 個人預金 | 403,902 | 62.8 | 409,233 | 64.6 |
| **合計** | **642,575** | **100.0** | **632,745** | **100.0** |

## 預金・譲渡性預金科目別平均残高

（単位：百万円）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 流動性預金 | 254,909 | 255,689 |
| 有利息預金 | 227,882 | 227,884 |
| 定期性預金 | 339,479 | 348,234 |
| 固定金利定期預金 | 312,107 | 322,177 |
| 変動金利定期預金 | 43 | 42 |
| その他の預金 | 1,622 | 1,651 |
| 小計 | 596,011 | 605,574 |
| 譲渡性預金 | － | － |
| **合計** | **596,011** | **605,574** |

## 役職員一人当り預金・貸出金残高

（単位：百万円）

| | 2023年3月31日 | 2024年3月31日 |
|---|---|---|
| 預金残高 | 2,539 | 2,636 |
| 増減率 | 2.8% | 3.8% |
| 貸出金残高 | 1,391 | 1,552 |
| 増減率 | 3.4% | 11.5% |

## 一店舗当り預金・貸出金残高

（単位：百万円）

| | 2023年3月31日 | 2024年3月31日 |
|---|---|---|
| 預金残高 | 24,714 | 24,336 |
| 貸出金残高 | 13,541 | 14,327 |

# 為替業務の状況

## 内国為替取扱高

（単位：件・百万円）

| | | 2022年度 | | 2023年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 為替 | 仕向為替 | 753,588 | 533,438 | 736,948 | 493,765 |
| | 被仕向為替 | 1,010,945 | 604,048 | 951,555 | 587,439 |
| 代金取立 | 仕向為替 | 3,674 | 5,329 | 2,777 | 3,994 |
| | 被仕向為替 | 3,791 | 5,364 | 10 | 223 |

# 貸出業務の状況

## 貸出金科目別期末残高

（単位：百万円）

| | 2023年3月31日 | | 2024年3月31日 | |
|---|---|---|---|---|
| | 残高 | 構成比(%) | 残高 | 構成比(%) |
| 割引手形 | 620 | 0.1 | 461 | 0.1 |
| 手形貸付 | 13,703 | 3.8 | 13,506 | 3.6 |
| 証書貸付 | 312,911 | 88.8 | 335,211 | 89.9 |
| 当座貸越 | 24,852 | 7.0 | 23,322 | 6.2 |
| **合計** | **352,088** | **100.0** | **372,502** | **100.0** |

## 貸出金科目別平均残高

（単位：百万円）

| | 2022年度 | | 2023年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 残高 | 構成比(%) | 残高 | 構成比(%) |
| 割引手形 | 629 | 0.1 | 492 | 0.1 |
| 手形貸付 | 10,599 | 3.2 | 9,847 | 2.7 |
| 証書貸付 | 294,267 | 89.3 | 319,574 | 90.7 |
| 当座貸越 | 23,733 | 7.2 | 22,332 | 6.3 |
| **合計** | **329,229** | **100.0** | **352,248** | **100.0** |

# 貸出業務の状況

## 貸出金金利別残高

（単位：百万円）

| | 2023年3月31日 | 2024年3月31日 |
|---|---|---|
| 貸出金 | 352,088 | 372,502 |
| 変動金利 | 173,564 | 179,082 |
| 固定金利 | 178,524 | 193,420 |

## 業種別・会員・会員外別貸出金残高

（単位：百万円）

| 業種 | 2023年3月31日 | | 2024年3月31日 | |
|---|---|---|---|---|
| | 残高 | 構成比(%) | 残高 | 構成比(%) |
| 製造業 | 5,748 | 1.6 | 5,348 | 1.4 |
| 農業、林業 | 2,443 | 0.6 | 2,426 | 0.6 |
| 漁業 | 198 | 0.0 | 195 | 0.0 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 55 | 0.0 | 53 | 0.0 |
| 建設業 | 28,579 | 8.1 | 27,715 | 7.4 |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | － | － | － | － |
| 情報通信業 | 572 | 0.1 | 552 | 0.1 |
| 運輸業、郵便業 | 4,060 | 1.1 | 3,538 | 0.9 |
| 卸売業、小売業 | 14,350 | 4.0 | 14,316 | 3.8 |
| 金融業、保険業 | 11,236 | 3.1 | 12,211 | 3.2 |
| 不動産業 | 93,425 | 26.5 | 105,140 | 28.2 |
| 物品賃貸業 | 1,010 | 0.2 | 926 | 0.2 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 644 | 0.1 | 599 | 0.1 |
| 宿泊業 | 2,520 | 0.7 | 2,254 | 0.6 |
| 飲食業 | 5,664 | 1.6 | 5,328 | 1.4 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 2,130 | 0.6 | 2,088 | 0.5 |
| 教育、学習支援業 | 1,770 | 0.5 | 1,593 | 0.4 |
| 医療、福祉 | 5,554 | 1.5 | 5,165 | 1.3 |
| その他のサービス | 17,108 | 4.8 | 15,032 | 4.0 |
| 小計 | 197,076 | 55.9 | 204,489 | 54.8 |
| 地方公共団体 | 99,952 | 28.3 | 116,379 | 31.2 |
| 個人(住宅・消費・納税資金等) | 55,059 | 15.6 | 51,632 | 13.8 |
| **合計** | **352,088** | **100.0** | **372,502** | **100.0** |
| 会員外貸出 | 122,402 | 34.7 | 139,057 | 37.3 |
| 会員貸出 | 229,686 | 65.2 | 233,445 | 62.6 |

※業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 消費資金残高

（単位：件・百万円）

| | 2023年3月31日 | | 2024年3月31日 | |
|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 消費資金残高 | 23,970 | 20,446 | 22,797 | 19,861 |
| 消費者ローン残高 | 22,677 | 19,208 | 21,585 | 18,644 |

## 住宅資金残高

（単位：件・百万円）

| | 2023年3月31日 | | 2024年3月31日 | |
|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 住宅資金残高 | 2,289 | 29,617 | 2,182 | 29,006 |
| 住宅ローン残高 | 2,035 | 28,874 | 1,973 | 28,150 |

## 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

| | | 期首残高 | 当期繰入額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 2022年度 | 2,353 | 2,652 | － | 2,353 | 2,652 |
| | 2023年度 | 2,652 | 2,743 | － | 2,652 | 2,743 |
| 個別貸倒引当金 | 2022年度 | 2,238 | 2,207 | 446 | 1,792 | 2,207 |
| | 2023年度 | 2,207 | 2,239 | 416 | 1,791 | 2,239 |
| **合計** | **2022年度** | **4,592** | **4,860** | **446** | **4,145** | **4,860** |
| | **2023年度** | **4,860** | **4,983** | **416** | **4,444** | **4,983** |

※ 当金庫では、自己資本比率算定にあたり偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

13ページに掲載しております。

## 特定海外債権残高

該当ございません。

## 貸出金使途別内訳

（単位：百万円）

| | 2023年3月31日 | | 2024年3月31日 | |
|---|---|---|---|---|
| | 残高 | 構成比(%) | 残高 | 構成比(%) |
| 設備資金 | 149,964 | 42.5 | 162,034 | 43.4 |
| 運転資金 | 202,123 | 57.4 | 210,467 | 56.5 |
| **合計** | **352,088** | **100.0** | **372,502** | **100.0** |

## 貸出金担保別内訳

（単位：百万円）

| | 2023年3月31日 | 2024年3月31日 |
|---|---|---|
| 当金庫預金積金 | 1,461 | 2,022 |
| 有価証券 | － | － |
| 動産 | 41 | 32 |
| 不動産 | 124,388 | 132,405 |
| その他 | － | － |
| 小計 | 125,892 | 134,460 |
| 信用保証協会・信用保険 | 48,731 | 46,553 |
| 保証 | 24,748 | 24,166 |
| 信用 | 152,716 | 167,322 |
| **合計** | **352,088** | **372,502** |

## 債務保証見返額担保別内訳

（単位：百万円）

| | 2023年3月31日 | 2024年3月31日 |
|---|---|---|
| 当金庫預金積金 | 45 | 49 |
| 有価証券 | － | － |
| 動産 | － | － |
| 不動産 | 2,404 | 2,405 |
| その他 | － | － |
| 小計 | 2,450 | 2,454 |
| 信用保証協会・信用保険 | 29 | 26 |
| 保証 | 0 | 0 |
| 信用 | 779 | 662 |
| **合計** | **3,259** | **3,143** |

## 代理貸付残高の内訳

（単位：百万円）

| | 2023年3月31日 | 2024年3月31日 |
|---|---|---|
| 信金中央金庫 | 2,847 | 2,761 |
| 日本政策金融公庫 | 193 | 183 |
| 独）環境再生保全機構 | － | － |
| 独）住宅金融支援機構 | 4,509 | 4,199 |
| 独）福祉医療機構 | 186 | 148 |
| 独）中小企業基盤整備機構 | 40 | 32 |
| **合計** | **7,777** | **7,326** |

## 貸出金償却額

（単位：百万円）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 貸出金償却額 | 11 | 6 |

# 有価証券に関する状況

## 有価証券期末残高

（単位：百万円）

| | 2023年3月31日 | | 2024年3月31日 | |
|---|---|---|---|---|
| | 残高 | 構成比(%) | 残高 | 構成比(%) |
| 国債 | 34,149 | 35.1 | 34,613 | 35.0 |
| 地方債 | 17,338 | 17.8 | 16,899 | 17.1 |
| 社債 | 28,085 | 28.9 | 28,769 | 29.1 |
| 株式 | 452 | 0.4 | 735 | 0.7 |
| 外国証券 | 14,137 | 14.5 | 14,520 | 14.7 |
| その他の証券 | 2,965 | 3.0 | 3,100 | 3.1 |
| **合計** | **97,130** | **100.0** | **98,639** | **100.0** |

## 有価証券平均残高

（単位：百万円）

| | 2022年度 | | 2023年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 残高 | 構成比(%) | 残高 | 構成比(%) |
| 国債 | 35,313 | 37.3 | 37,547 | 36.4 |
| 地方債 | 18,005 | 19.0 | 17,698 | 17.1 |
| 社債 | 26,034 | 27.5 | 28,924 | 28.0 |
| 株式 | 545 | 0.5 | 579 | 0.5 |
| 外国証券 | 11,526 | 12.1 | 15,197 | 14.7 |
| その他の証券 | 3,080 | 3.2 | 3,065 | 2.9 |
| **合計** | **94,505** | **100.0** | **103,011** | **100.0** |

## 商品有価証券期末残高・平均残高

該当ございません。

## 有価証券の種類別の残存期間別残高

（単位：百万円）

| | 2022年度 | | | | | | | | 2023年度 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1年以下 | 1年超3年以下 | 3年超5年以下 | 5年超7年以下 | 7年超10年以下 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合計 | 1年以下 | 1年超3年以下 | 3年超5年以下 | 5年超7年以下 | 7年超10年以下 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合計 |
| 国債 | 3 | − | − | − | 3,844 | 30,302 | − | 34,149 | − | − | − | 780 | 4,673 | 29,159 | − | 34,613 |
| 地方債 | 138 | 304 | 173 | − | 2,615 | 14,107 | − | 17,338 | 152 | 304 | 119 | − | 4,163 | 12,159 | − | 16,899 |
| 社債 | 300 | 1,577 | 11,839 | 4,680 | 4,421 | 5,265 | − | 28,085 | 334 | 9,589 | 6,153 | 3,979 | 3,698 | 5,014 | − | 28,769 |
| 株式 | − | − | − | − | − | − | 452 | 452 | − | − | − | − | − | − | 735 | 735 |
| 外国証券 | − | − | − | − | − | − | 14,137 | 14,137 | − | − | − | − | − | − | 14,520 | 14,520 |
| その他の証券 | − | − | − | 1,727 | − | − | 1,238 | 2,965 | − | − | − | 1,737 | − | − | 1,362 | 3,100 |
| **合計** | **442** | **1,881** | **12,012** | **6,408** | **10,881** | **49,675** | **15,829** | **97,130** | **486** | **9,894** | **6,273** | **6,498** | **12,535** | **46,333** | **16,619** | **98,639** |

## 有価証券の時価情報

### 1. 売買目的有価証券

該当ございません。

### 2. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

| | 種類 | 2022年度 | | | 2023年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | − | − | − | − | − | − |
| | 地方債 | − | − | − | − | − | − |
| | 社債 | 2,222 | 2,270 | 47 | 1,515 | 1,531 | 15 |
| | その他 | − | − | − | − | − | − |
| | 小計 | 2,222 | 2,270 | 47 | 1,515 | 1,531 | 15 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | − | − | − | − | − | − |
| | 地方債 | 6,291 | 5,926 | △ 364 | 6,150 | 5,656 | △ 493 |
| | 社債 | 320 | 314 | △ 6 | 826 | 809 | △ 16 |
| | その他 | − | − | − | − | − | − |
| | 小計 | 6,611 | 6,240 | △ 370 | 6,976 | 6,466 | △ 509 |
| **合計** | | **8,834** | **8,510** | **△ 323** | **8,491** | **7,997** | **△ 493** |

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれておりません。

### 3. その他有価証券

（単位：百万円）

| | 種類 | 2022年度 | | | 2023年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 174 | 148 | 26 | 688 | 548 | 140 |
| | 債券 | 5,708 | 5,685 | 22 | 2,249 | 2,240 | 8 |
| | 国債 | 694 | 688 | 5 | 101 | 99 | 1 |
| | 地方債 | 20 | 20 | 0 | 100 | 100 | 0 |
| | 社債 | 4,993 | 4,976 | 16 | 2,048 | 2,041 | 7 |
| | その他 | 1,153 | 986 | 166 | 1,286 | 986 | 299 |
| | 小計 | 7,036 | 6,820 | 216 | 4,224 | 3,776 | 447 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 230 | 350 | △ 119 | － | － | － |
| | 債券 | 65,031 | 68,195 | △ 3,163 | 69,540 | 74,045 | △ 4,504 |
| | 国債 | 33,455 | 35,798 | △ 2,343 | 34,512 | 37,999 | △ 3,486 |
| | 地方債 | 11,027 | 11,476 | △ 448 | 10,649 | 11,192 | △ 543 |
| | 社債 | 20,548 | 20,919 | △ 371 | 24,379 | 24,853 | △ 474 |
| | その他 | 15,864 | 17,199 | △ 1,334 | 16,258 | 17,199 | △ 940 |
| | 小計 | 81,127 | 85,744 | △ 4,617 | 85,799 | 91,244 | △ 5,445 |
| 合計 | | **88,163** | **92,564** | **△ 4,401** | **90,023** | **95,021** | **△ 4,997** |

（注）1．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3．市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれておりません。

### 4. 市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 非上場株式 | 47 | 47 |
| 組合出資金 | 84 | 76 |
| 合計 | **132** | **123** |

（注）組合出資金には、匿名組合出資金及び投資事業有限責任組合出資金を計上しております。

## 金銭の信託の時価情報

### 1. 運用目的の金銭の信託
該当ございません。

### 2. 満期保有目的の金銭の信託
該当ございません。

### 3. その他の金銭の信託
該当ございません。

## デリバティブ取引時価情報
該当ございません。

## 公共債引受額

（単位：百万円）

| 科目 | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 国債 | － | － |
| （窓販実績） | (78) | (426) |
| 地方債 | 155 | 155 |
| （窓販実績） | (135) | (155) |
| 政府保証債 | － | － |
| 合計 | **155** | **155** |

（注）窓販実績には個人向け国債及び新窓販国債の応募金額を含んでおります。

# 損益の状況

## 資金運用収支の状況及び業務粗利益及び粗利益率

（単位：百万円）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 資金運用収支 | 4,773 | 4,960 |
| 資金運用収益 | 4,850 | 5,035 |
| 資金調達費用 | 76 | 75 |
| 役務取引等収支 | 225 | 207 |
| 役務取引等収益 | 603 | 586 |
| 役務取引等費用 | 378 | 379 |
| その他の業務収支 | 12 | 8 |
| その他業務収益 | 16 | 10 |
| その他業務費用 | 4 | 2 |
| 業務粗利益 | 5,010 | 5,176 |
| 業務粗利益率（%） | 0.81 | 0.83 |

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（2022年度－千円、2023年度－千円）を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率＝$\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}}$×100

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 業務純益

（単位：百万円）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 業務純益 | 1,048 | 1,377 |
| 実質業務純益 | 1,347 | 1,468 |
| コア業務純益 | 1,347 | 1,468 |
| コア業務純益（投資信託解約損益を除く。） | 1,347 | 1,468 |

(注)「実質業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年9月13日）による改正を受け、2019年度より開示しております。

1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## その他業務収支の内訳

（単位：百万円）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| その他業務収益 | 16 | 10 |
| 外国為替売買益 | 4 | 7 |
| 国債等債券売却益 | － | － |
| 国債等債券償還益 | － | － |
| その他の業務収益 | 12 | 3 |
| その他業務費用 | 4 | 2 |
| 外国為替売買損 | － | － |
| 国債等債券売却損 | － | － |
| 国債等債券償還損 | － | － |
| 国債等債券償却 | － | － |
| その他の業務費用 | 4 | 2 |
| その他業務利益 | 12 | 8 |

## 役務取引等収支の内訳

（単位：百万円）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 役務取引等収益 | 603 | 586 |
| 受入為替手数料 | 306 | 300 |
| その他の受入手数料 | 297 | 285 |
| 役務取引等費用 | 378 | 379 |
| 支払為替手数料 | 73 | 72 |
| その他の支払手数料 | 12 | 15 |
| その他の役務取引等費用 | 292 | 291 |

## 経費の内訳

（単位：百万円）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 人件費 | 1,824 | 1,864 |
| 報酬給料手当 | 1,462 | 1,467 |
| 退職給付費用 | 151 | 188 |
| その他 | 210 | 208 |
| 物件費 | 1,673 | 1,713 |
| 事務費 | 649 | 667 |
| 旅費・交通費 | 1 | 2 |
| 通信費 | 49 | 61 |
| 事務機械賃借料 | 13 | 13 |
| 事務委託費 | 425 | 442 |
| 固定資産費 | 236 | 233 |
| 土地建物賃借料 | 34 | 34 |
| 保全管理費 | 169 | 170 |
| 事業費 | 342 | 384 |
| 広告宣伝費 | 273 | 301 |
| 交際費・寄贈費・諸会費 | 44 | 45 |
| 人事厚生費 | 30 | 27 |
| 減価償却費 | 332 | 314 |
| 預金保険料 | 81 | 85 |
| 税金 | 183 | 181 |
| 合計 | 3,681 | 3,759 |

## 資金運用収支の内訳

（単位：百万円）

| | 2022年度 | | | 2023年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均残高 | 利息 | 利回り(%) | 平均残高 | 利息 | 利回り(%) |
| 資金運用勘定 | 612,909 | 4,850 | 0.79 | 622,099 | 5,035 | 0.80 |
| うち貸出金 | 329,229 | 4,164 | 1.26 | 352,248 | 4,286 | 1.21 |
| うち預け金 | 185,713 | 134 | 0.07 | 162,433 | 137 | 0.08 |
| うち有価証券 | 94,505 | 502 | 0.53 | 103,011 | 560 | 0.54 |
| 資金調達勘定 | 599,587 | 76 | 0.01 | 607,689 | 75 | 0.01 |
| うち預金積金 | 596,011 | 70 | 0.01 | 605,574 | 69 | 0.01 |
| うち譲渡性預金 | － | － | － | － | － | － |
| うち借用金 | 3,575 | 6 | 0.16 | 2,115 | 5 | 0.26 |

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(2022年度350百万円、2023年度356百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 受取・支払利息の増減

（単位：百万円）

| | 2022年度 | | | 2023年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 |
| 受取利息 | 127 | △ 360 | △ 233 | 320 | △ 134 | 185 |
| うち貸出金 | 85 | △ 176 | △ 91 | 280 | △ 157 | 122 |
| うち預け金 | 1 | 1 | 2 | △ 16 | 20 | 3 |
| うち有価証券 | 38 | △ 183 | △ 144 | 46 | 11 | 57 |
| 支払利息 | △ 1 | △ 3 | △ 5 | △ 1 | 0 | △ 1 |
| うち預金積金 | 2 | △ 8 | △ 5 | 1 | △ 1 | △ 0 |
| うち譲渡性預金 | － | － | － | － | － | － |
| うち借用金 | △ 4 | 4 | △ 0 | △ 2 | 1 | △ 0 |

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 最近5事業年度の主要な経営指標の推移

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常収益 (百万円) | 6,948 | 6,292 | 5,738 | 5,500 | 5,677 |
| 経常利益 (百万円) | △ 825 | 680 | 851 | 554 | 868 |
| 当期純利益 (百万円) | 318 | 491 | 583 | 427 | 620 |
| 出資総額 (百万円) | 2,717 | 2,695 | 2,631 | 2,585 | 2,540 |
| 出資総口数 (千口) | 54,347 | 53,912 | 52,635 | 51,714 | 50,801 |
| 純資産額 (百万円) | 21,619 | 22,464 | 21,975 | 20,363 | 19,857 |
| 総資産額 (百万円) | 578,368 | 617,576 | 654,039 | 669,745 | 659,243 |
| 預金積金残高 (百万円) | 538,041 | 577,624 | 614,913 | 642,575 | 632,745 |
| 貸出金残高 (百万円) | 316,926 | 333,337 | 335,014 | 352,088 | 372,502 |
| 有価証券残高 (百万円) | 70,995 | 84,715 | 85,812 | 97,130 | 98,639 |
| 単体自己資本比率 (%) | 9.09 | 9.93 | 10.01 | 10.07 | 10.25 |
| 出資に対する配当金(出資1口当たり) (円) | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 役員数 (人) | 13 | 12 | 13 | 11 | 10 |
| うち常勤役員数 (人) | 10 | 9 | 9 | 7 | 6 |
| 職員数 (人) | 261 | 253 | 240 | 246 | 234 |
| 会員数 (人) | 42,933 | 42,605 | 41,350 | 40,018 | 38,665 |

(注) 自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

# 経営指標

## 利益率

（単位：%）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 総資産経常利益率 | 0.08 | 0.13 |
| 総資産当期純利益率 | 0.06 | 0.09 |

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝$\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}}$×100

## 利鞘

（単位：%）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 資金運用利回 | 0.79 | 0.80 |
| 資金調達原価率 | 0.62 | 0.62 |
| 総資金利鞘 | 0.17 | 0.18 |

## 預証率

（単位：%）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 期末預証率 | 15.11 | 15.58 |
| 期中平均預証率 | 15.85 | 17.01 |

(注) 1. 預証率＝$\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 預貸率

（単位：%）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 期末預貸率 | 54.79 | 58.87 |
| 期中平均預貸率 | 55.23 | 58.16 |

(注) 1. 預貸率＝$\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

# 自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示）

## 事業年度の開示事項

### （1）自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

| 項　目 | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| コア資本に係る基礎項目　(1) | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 23,095 | 23,630 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 2,585 | 2,540 |
| うち、利益剰余金の額 | 20,603 | 21,172 |
| うち、外部流出予定額（△） | 51 | 50 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △ 42 | △ 32 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 2,731 | 2,815 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 2,731 | 2,815 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | － | － |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | － | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | － | － |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の４５パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 27 | |
| コア資本に係る基礎項目の額　(イ) | 25,854 | 26,446 |
| コア資本に係る調整項目　(2) | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | 77 | 68 |
| うち、のれんに係るものの額 | － | － |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 77 | 68 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | － | － |
| 適格引当金不足額 | － | － |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | － | － |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | － | － |
| 前払年金費用の額 | 143 | 129 |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | － | － |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | － | － |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | － | － |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | － | － |
| 特定項目に係る１０パーセント基準超過額 | － | － |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | － | － |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | － | － |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | － | － |
| 特定項目に係る１５パーセント基準超過額 | － | － |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | － | － |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | － | － |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | － | － |
| コア資本に係る調整項目の額　(ロ) | 221 | 198 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額（(イ) －（ロ））　(ハ) | 25,632 | 26,247 |
| リスク・アセット等　(3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 244,498 | 246,438 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 820 | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 1,425 | － |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 604 | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 9,879 | 9,622 |
| 信用リスク・アセット調整額 | － | － |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | － | － |
| リスク・アセット等の額の合計額　(ニ) | 254,377 | 256,061 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率（(ハ) ／ (ニ)） | 10.07％ | 10.25％ |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## （2） 自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

| | 2022年度 | | 2023年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 | 244,498 | 9,779 | 246,438 | 9,857 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 237,532 | 9,501 | 238,535 | 9,541 |
| 現金 | － | － | － | － |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | － | － | － | － |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | － | － | － | － |
| 国際決済銀行等向け | － | － | － | － |
| 我が国の地方公共団体向け | － | － | － | － |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | － | － | － | － |
| 国際開発銀行向け | － | － | － | － |
| 地方公共団体金融機構向け | － | － | － | － |
| 我が国の政府関係機関向け | 654 | 26 | 594 | 23 |
| 地方三公社向け | － | － | － | － |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 39,507 | 1,580 | 35,081 | 1,403 |
| 法人等向け | 74,612 | 2,984 | 67,236 | 2,689 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 39,451 | 1,578 | 38,550 | 1,542 |
| 抵当権付住宅ローン | 5,445 | 217 | 5,501 | 220 |
| 不動産取得等事業向け | 30,473 | 1,218 | 41,450 | 1,658 |
| 三月以上延滞等 | 5,160 | 206 | 5,017 | 200 |
| 取立未済手形 | 25 | 1 | 36 | 1 |
| 信用保証協会等による保証付 | 1,272 | 50 | 1,612 | 64 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 出資等 | 630 | 25 | 672 | 26 |
| 出資等のエクスポージャー | 630 | 25 | 672 | 26 |
| 重要な出資のエクスポージャー | － | － | － | － |
| 上記以外 | 40,297 | 1,611 | 42,781 | 1,711 |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 2,375 | 95 | 344 | 13 |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 2,119 | 84 | 2,624 | 104 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | － | － | － | － |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー | － | － | － | － |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー | － | － | － | － |
| 上記以外のエクスポージャー | 35,801 | 1,432 | 39,811 | 1,592 |
| ②証券化エクスポージャー | － | － | － | － |
| 証券化 STC要件適用分 | － | － | － | － |
| 証券化 非STC要件適用分 | － | － | － | － |
| 再証券化 | － | － | － | － |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 7,759 | 310 | 7,875 | 315 |
| ルック・スルー方式 | 7,759 | 310 | 7,875 | 315 |
| マンデート方式 | － | － | － | － |
| 蓋然性方式（250%） | － | － | － | － |
| 蓋然性方式（400%） | － | － | － | － |
| フォールバック方式（1250%） | － | － | － | － |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 604 | 24 | | |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △1,425 | △57 | － | － |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | 27 | 1 | 27 | 1 |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | － | － | － | － |
| ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 9,879 | 395 | 9,622 | 384 |
| ハ．単体総所要自己資本額（イ+ロ） | 254,377 | 10,175 | 256,061 | 10,242 |

**【自己資本調達手段・自己資本の充実度に関する評価方法の概要】**

当金庫の自己資本は、会員の皆さまを出資者とする普通出資金と、毎年の利益から積み立てている内部留保（積立金など）と、一般貸倒引当金等から構成されています。

２０２４年３月期における当金庫の自己資本額は２６２億円、自己資本比率は10.25％で、国内基準である４％を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

今後とも、より多くのお客さまにお取り引きいただきますとともに、単年度及び中期的な収支計画に基づく業務運営により、適正な期間収益をあげ、内部留保することで、自己資本の充実を図ってまいりたいと考えております。

**用語解説（1）**

**《リスク・アセット》**
リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。

**《抵当権付住宅ローン》**
住宅ローンの中で、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。

**《不動産取得等事業者》**
不動産の取得又は運用を目的とした事業者を指します。

**《証券化エクスポージャー》**
金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産のことです。

**《オペレーショナル・リスク》**
金庫の業務上において不適切な処理等（事務リスク、システムリスク、風評リスク等）で生じる事象により損失を被るリスクのことをいいます。

**《TLAC》**
「Total Loss-Absorbing Capacity」の略で、「総損失吸収力」のことです。日米欧などの金融当局で構成する金融安定理事会（FSB）が制定した新たな資本規制の基準です。

（注）1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×４％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×４％

## (3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

| エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | | | 三月以上延滞エクスポージャー | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引 | | 債券 | | デリバティブ取引 | | 株式等その他 | | | |
| | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 |
| 国内 | 662,304 | 652,515 | 356,595 | 376,942 | 82,714 | 84,778 | − | − | 222,994 | 190,795 | 4,665 | 4,869 |
| 国外 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − |
| **地域別合計** | **662,304** | **652,515** | **356,595** | **376,942** | **82,714** | **84,778** | **−** | **−** | **222,994** | **190,795** | **4,665** | **4,869** |
| 製造業 | 10,797 | 10,397 | 5,797 | 5,397 | 4,999 | 4,999 | − | − | − | − | 74 | 73 |
| 農業、林業 | 2,443 | 2,426 | 2,443 | 2,426 | − | − | − | − | − | − | 2,349 | 2,345 |
| 漁業 | 198 | 195 | 198 | 195 | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 55 | 53 | 55 | 53 | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 建設業 | 29,855 | 29,047 | 28,755 | 27,947 | 1,100 | 1,100 | − | − | − | − | 579 | 421 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 10,162 | 10,010 | − | − | 9,812 | 9,609 | − | − | 350 | 400 | − | − |
| 情報通信業 | 878 | 1,038 | 572 | 552 | 300 | 300 | − | − | 6 | 186 | 3 | − |
| 運輸業、郵便業 | 6,796 | 6,274 | 4,066 | 3,544 | 2,579 | 2,579 | − | − | 150 | 150 | 18 | 6 |
| 卸売業、小売業 | 14,664 | 14,832 | 14,464 | 14,432 | 200 | 400 | − | − | − | − | 130 | 136 |
| 金融業、保険業 | 214,140 | 185,182 | 11,469 | 12,448 | 3,945 | 4,545 | − | − | 198,724 | 168,188 | 0 | 15 |
| 不動産業 | 98,579 | 110,451 | 93,706 | 105,379 | 4,840 | 5,040 | − | − | 32 | 32 | 743 | 556 |
| 物品賃貸業 | 1,030 | 926 | 1,030 | 926 | − | − | − | − | − | − | − | − |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 644 | 599 | 644 | 599 | − | − | − | − | − | − | 4 | 246 |
| 宿泊業 | 2,520 | 2,254 | 2,520 | 2,254 | − | − | − | − | − | − | − | 6 |
| 飲食業 | 5,664 | 5,328 | 5,664 | 5,328 | − | − | − | − | − | − | 75 | 90 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 2,150 | 2,108 | 2,150 | 2,108 | − | − | − | − | 0 | 0 | 35 | 8 |
| 教育、学習支援業 | 1,770 | 1,593 | 1,770 | 1,593 | − | − | − | − | − | − | 46 | 47 |
| 医療、福祉 | 5,564 | 5,175 | 5,564 | 5,175 | − | − | − | − | − | − | 30 | 274 |
| その他のサービス | 18,708 | 16,527 | 18,705 | 16,524 | − | − | − | − | 3 | 3 | 102 | 178 |
| 国・地方公共団体等 | 159,488 | 177,186 | 99,952 | 116,379 | 54,523 | 55,790 | − | − | 5,012 | 5,016 | − | − |
| 個人 | 55,877 | 52,530 | 55,877 | 52,530 | − | − | − | − | − | − | 471 | 462 |
| その他 | 20,317 | 18,377 | 1,191 | 1,149 | 411 | 411 | − | − | 18,713 | 16,816 | − | − |
| **業種別合計** | **662,304** | **652,515** | **356,595** | **376,942** | **82,714** | **84,778** | **−** | **−** | **222,994** | **190,795** | **4,665** | **4,869** |
| 1年以下 | 189,989 | 157,723 | 48,959 | 48,745 | 442 | 486 | − | − | 140,587 | 108,491 | | |
| 1年超3年以下 | 111,554 | 126,282 | 53,893 | 59,543 | 1,886 | 9,936 | − | − | 55,774 | 56,802 | | |
| 3年超5年以下 | 68,063 | 68,783 | 55,782 | 62,370 | 12,039 | 6,311 | − | − | 240 | 102 | | |
| 5年超7年以下 | 41,794 | 47,049 | 37,045 | 42,222 | 4,748 | 4,827 | − | − | − | − | | |
| 7年超10年以下 | 58,603 | 59,268 | 47,484 | 46,319 | 11,033 | 12,872 | − | − | 84 | 76 | | |
| 10年超 | 134,827 | 138,132 | 82,263 | 87,788 | 52,564 | 50,344 | − | − | − | − | | |
| 期間の定めのないもの | 57,472 | 55,275 | 31,165 | 29,952 | − | − | − | − | 26,306 | 25,322 | | |
| **残存期間別合計** | **662,304** | **652,515** | **356,595** | **376,942** | **82,714** | **84,778** | **−** | **−** | **222,994** | **190,795** | | |

(注)1. オフ・バランス取引には、デリバティブ取引は含まれておりません。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーのことです。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### ①【リスク管理の方針及び手続きの概要】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、信用リスク管理方針に基づき「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクに関する基本認識及び管理体制等を明確にし、また、融資事務取扱規程には与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底に取り組んでおります。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しておりますが、SDBの活用等による信用リスクの計量化に向けた体制整備を進めております。また、与信ポートフォリオ管理として同一業種・同一取引先等に対する与信集中の回避にも注力し、特に大口与信先については中間管理の徹底を図っております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的にリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

#### ②【リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者】

信用格付業者は以下の5社を採用しております。なお、エクスポージャーの種類毎に信用格付業者の使い分けは行っておりません。

○株式会社格付投資情報センター(R&I)　○株式会社日本格付研究所(JCR)
○ムーディーズ・ジャパン株式会社　○ムーディーズSFジャパン株式会社
○S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社

### ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※本開示は、41ページを参照願います。

**用語解説(2)**

《デリバティブ取引》
有価証券や通貨等の金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。(先物、先渡し、スワップ、オプション等)

《SDB》
信金中央金庫の「信用金庫の中小企業信用リスクデータベース」の略称です。

《リスク・ウェイト》
債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

《信用格付業者》
金融機関がリスクを算出するにあたって用いることができる格付を付与する格付業者のことです。金融商品取引法に基づき、適格性の基準を満たした信用格付業者は、金融庁に登録されます。

### ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

| | 個別貸倒引当金 | | | | 貸出金償却 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期末残高 | | 期中増減額 | | | |
| | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 |
| 製造業 | 35 | 54 | 3 | 19 | － | － |
| 農業、林業 | 4 | 3 | △0 | △1 | － | － |
| 漁業 | － | － | － | － | － | － |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0 | 0 | 0 | △0 | － | － |
| 建設業 | 629 | 477 | 125 | △151 | 2 | － |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | － | － | － | － | － | － |
| 情報通信業 | 3 | － | 2 | △3 | － | － |
| 運輸業、郵便業 | 100 | 78 | △28 | △21 | － | － |
| 卸売業、小売業 | 228 | 257 | 8 | 28 | － | － |
| 金融業、保険業 | 0 | 5 | △0 | 5 | － | － |
| 不動産業 | 42 | 24 | △188 | △18 | 2 | － |
| 物品賃貸業 | － | 0 | － | 0 | － | － |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 9 | 9 | △1 | △0 | － | － |
| 宿泊業 | － | － | － | － | － | － |
| 飲食業 | 203 | 198 | △43 | △5 | － | － |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 9 | 3 | △26 | △5 | － | － |
| 教育、学習支援業 | 28 | 29 | 0 | 1 | － | － |
| 医療、福祉 | 93 | 324 | 2 | 231 | － | － |
| その他のサービス | 439 | 406 | 277 | △33 | － | － |
| 国・地方公共団体等 | － | － | － | － | － | － |
| 個人 | 378 | 365 | △161 | △12 | 7 | 6 |
| **合計** | **2,207** | **2,239** | **△30** | **31** | **11** | **6** |

（注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ニ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分 | エクスポージャーの額 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 2022年度 | | 2023年度 | |
| | 格付適用あり | 格付適用なし | 格付適用あり | 格付適用なし |
| 0% | － | 174,229 | － | 190,572 |
| 10% | － | 44,899 | － | 41,619 |
| 20% | 200 | 202,184 | 200 | 174,593 |
| 35% | 1,458 | 15,018 | 1,533 | 15,105 |
| 50% | 15,611 | 2,415 | 14,509 | 1,118 |
| 75% | 8,843 | 51,455 | 9,025 | 49,985 |
| 100% | 315 | 142,245 | 303 | 150,682 |
| 150% | 4 | 3,424 | 1 | 3,264 |
| 250% | － | － | － | － |
| 1,250% | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － |
| **合計** | **662,304** | | **652,515** | |

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## （4）信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位:百万円）

| 信用リスク削減手法 / ポートフォリオ | 適格金融資産担保 | | 保証 | | クレジット・デリバティブ | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 1,654 | 2,114 | 10,716 | 10,928 | － | － |
| ①ソブリン向け | － | － | － | － | － | － |
| ②金融機関向け | － | － | － | － | － | － |
| ③法人等向け | 559 | 1,089 | － | － | － | － |
| ④中小企業等・個人向け | 783 | 671 | 8,894 | 9,055 | － | － |
| ⑤抵当権付住宅ローン | 0 | － | 1,502 | 1,568 | － | － |
| ⑥不動産取得等事業向け | 50 | 96 | － | － | － | － |
| ⑦三月以上延滞等 | 0 | － | 9 | 3 | － | － |
| ⑧その他 | 260 | 258 | 310 | 301 | － | － |

（注）1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
2. 「貸出金と自金庫預金の相殺」により信用リスクを削減した額は含めておりません。
3. 「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会等のことです。

**【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】**

当金庫では、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から与信審査を行っており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けと認識し、担保・保証に過度に依存しない与信審査の取組みに徹しております。

なお、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い、及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、この場合においても当金庫が定める「信用金庫取引約定書」等により適切に取り扱っております。

信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府関係機関保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

**用語解説(3)**

《信用リスク削減手法》
金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。ただし、バーゼルⅢにおけるリスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金・自金庫預金・国債等）、同保証（国・地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。

《クレジット・デリバティブ》
社債や貸付債権の信用リスクを定量化し、スワップやオプションの形にした金融商品のことです。

## (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は該当ございません。

## (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は該当ございません。

## (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

| | 2022年度 | | 2023年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 貸借対照表計上額 | 時　価 |
| 上場株式等 | 1,195 | 1,195 | 1,610 | 1,610 |
| 非上場株式等 | 1,925 | 1,923 | 2,766 | 2,764 |
| **合　計** | **3,121** | **3,119** | **4,377** | **4,375** |

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上場株式等には、「上場株式」、「株式関連投資信託」、「上場優先出資証券」が含まれております。
3. 非上場株式には、「時価のない株式」、「その他資産等に出資として計上されている非上場の出資」が含まれております。なお、これらについて貸借対照表計上額は「取得原価」で表示しております。

### ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 売却益 | − | − |
| 売却損 | − | − |
| 償却 | − | − |

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 評価損益 | 43 | 407 |

### ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| 評価損益 | △1 | △2 |

**【出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】**

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、その他資産勘定に計上している出資、上場優先出資証券、株式関連投資信託が該当します。

このうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠の遵守状況を、定期的にリスク管理委員会及び常勤理事会等へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、有価証券に係る投資方針及び余資運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理規程」や「余資運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式及びその他資産勘定に計上している出資に関しては、個別取引毎に信用リスク、流動性リスクを勘案のうえ方針を決定しており、適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## （8） リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---|---|---|
| ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー | 17,853 | 17,853 |
| マンデート方式を適用するエクスポージャー | － | － |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー | － | － |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー | － | － |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー | － | － |

(注)1.ルック・スルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げる方式です。
2.マンデート方式とは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。
3.蓋然性方式とは、ファンドの組み入れ資産の加重平均リスク・ウェイトが250％又は400％を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合に、250％又は400％のリスク・ウェイトを適用する方式です。
4.フォールバック方式とは、ファンド向け出資エクスポージャーに対してリスク・ウェイト1250％を適用する方式です。

## （9） オペレーショナル・リスクに関する事項

### ①【リスク管理の方針及び手続きの概要】

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク（法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク）の各リスクを含む幅広いリスクと捉え、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を踏まえ、組織体制や管理方法に関する規程をそれぞれのリスクについて定め、リスクを認識し評価するとともに、リスク顕在化の未然防止、及び発生時の影響度の極小化に努めております。

事務リスクについては、「事務取扱要領」を整備し、これに基づく事務を励行することはもちろん、事務指導や研修体制の強化や牽制機能としての事務検証等にも取り組み、事務水準の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、システム監査等の実施により安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについても、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには金融商品販売における説明態勢の整備など、顧客保護の観点に基づいた管理態勢の整備に努めております。

なお、これらのオペレーショナル・リスクに関しては、リスク管理委員会において定期的に協議・検討が行われるとともに、必要に応じて理事会・常勤理事会に報告されております。

### ②【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

**用語解説(4)**

《信用リスク・アセットのみなし計算》
ファンド向け与信等の信用リスク・アセット算出に用いる手法。ファンド等の裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を対象エクスポージャーの信用リスク・アセットとする手法や、裏付け資産の構成をもとに定まるリスク・ウェイトを対象エクスポージャーに適用する方法等をいいます。

《基礎的手法》
オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の1つです。

《事務リスク》
役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正等を起こすことにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《システムリスク》
コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピュータシステムが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《法務リスク》
金庫経営、金庫取引等に係る法令・金庫内規程等に違反する行為並びにそのおそれのある行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を被るリスクをいいます。

《人的リスク》
金庫経営における人事運営上の不公平・不公正やセクシャルハラスメント等の差別的な行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を被るリスクをいいます。

《有形資産リスク》
地震・台風・落雷等自然災害の発生や、強盗事件・火災等の発現によって、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《風評リスク》
当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力、規模、成長性、利便性など当金庫の風評を形成する内容が劣化し、お客さまからみて当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより、当金庫の風評が低下するリスクをいいます。

## （10）金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

| 項番 | | イ | ロ | ハ | ニ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ⊿EVE | | ⊿NII | |
| | | 2023年度末 | 2022年度末 | 2023年度末 | 2022年度末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 14,055 | 14,302 | 424 | 66 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | △424 | △66 |
| 3 | スティープ化 | 11,409 | 12,318 | | |
| 4 | フラット化 | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | |
| 7 | 最大値 | 14,055 | 14,302 | 424 | 66 |
| | | ホ | | ヘ | |
| | | 2023年度末 | | 2022年度末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 26,247 | | 25,632 | |

### ①【リスク管理の方針及び手続きの概要について】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、「統合的リスク管理規程」に基づき、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に計測し、リスク管理委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### ②【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要について】

金利リスクの算定については、以下の前提に基づいて算定・管理しております。

| | |
|---|---|
| ⅰ．開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項 | |
| 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 | 1.27年 |
| 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 | 4.50年 |
| 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提 | コア預金については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。 |
| 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 | 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、考慮しておりません。 |
| 複数の通貨の集計方法及びその前提 | ⊿EVEの集計にあたり、通貨間の相関等を考慮せず、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。<br>⊿NIIの集計にあたり、資産または負債に占める割合が5%未満等の通貨については、計測対象外としております。 |
| スプレッドに関する前提 | 信用スプレッドは考慮しておりません。 |
| 内部モデルの使用等、⊿EVE及び⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 | 内部モデルは、使用しておりません。 |
| 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 | 2023年度末の⊿EVEは、上方パラレルシフトにおいて最大となり、前年度末比で減少しております。また、2023年度末の⊿NIIは、上方パラレルシフトにおいて最大となり、前年度末比で増加しております。 |
| 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 | 2023年度末の重要性テスト（金利リスク（⊿EVEの最大値）/自己資本の額）は、監督上の基準値である20%を超えておりますが、重要性テストのほか、自己資本の充実度の評価やストレステストなどを実施することにより、当金庫全体の金利リスクの影響を定期的に管理しております。 |
| ⅱ．当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項 | |
| 金利ショックに関する説明 | ・自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去のストレス事象発生や、イールドカーブの形状変化による金利変動幅を参考に、当金庫全体の金利リスクの影響を定期的に管理しております。 |
| 金利リスク計測の前提及びその意味 | ・内部管理上、保有有価証券の金利リスクについて、分散共分散法によるVaR（保有期間：3ヵ月、観測期間：5年、信頼水準：99%）を計測しており、リスク量がリスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しており、月次でリスク管理委員会に報告しております。 |

用語解説(5)

《IRRBB》
Interest Rate Risk in the Banking Book
銀行勘定の金利リスク。市場リスクのうち、すべての金利感応資産・負債に係る金利リスクをいいます。

《⊿EVE》
IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

《コア預金》
明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をいいます。

《⊿NII》
IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

# 開示項目記載ページ一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成しております。


**単体ベースのディスクロージャー項目**
**（信用金庫法施行規則第132条に定める項目）**

1. 金庫の概況及び組織に関する事項
   （1）事業の組織 …… 24
   （2）理事及び監事の氏名及び役職名 …… 24
   （3）会計監査人の氏名又は名称 …… 39
   （4）事務所の名称及び所在地 …… 54･55
2. 金庫の主要な事業の内容 …… 28～31
3. 金庫の主要な事業に関する事項
   （1）直近の事業年度における事業の概況 …… 2～5
   （2）直近の5事業年度における主要な事業の状況 …… 45
      ①経常収益
      ②経常利益または経常損失
      ③当期純利益または当期純損失
      ④出資総額及び出資総口数
      ⑤純資産額
      ⑥総資産額
      ⑦預金積金残高
      ⑧貸出金残高
      ⑨有価証券残高
      ⑩単体自己資本比率
      ⑪出資に対する配当金
      ⑫役員数
      ⑬職員数
      ⑭会員数
   （3）直近の2事業年度における事業の状況
      ①主要な業務の状況を示す指標
         ア.業務粗利益及び業務粗利益率 …… 44
         イ.業務純益 …… 44
         ウ.資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支 …… 44
         エ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び利鞘 …… 45
         オ.受取利息及び支払利息の増減 …… 45
         カ.総資産経常利益率 …… 45
         キ.総資産当期純利益率 …… 45
      ②預金に関する指標 …… 40
      ③貸出金等に関する指標 …… 40･41･45
      ④有価証券に関する指標 …… 42～45
4. 金庫の事業の運営に関する事項
   （1）リスク管理の体制 …… 19
   （2）法令遵守の体制 …… 16･17
   （3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 …… 14･15
   （4）金融ADR制度への対応 …… 23
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
   （1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 …… 36～39
   （2）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 …… 13
      ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権
      ②危険債権
      ③三月以上延滞債権
      ④貸出条件緩和債権
      ⑤正常債権
   （3）自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項 …… 12･46～52
   （4）次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益 …… 42･43
      ①有価証券
      ②金銭の信託
      ③規則第102条第1項第5号に掲げる取引
   （5）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 41
   （6）貸出金償却の額 …… 41
   （7）金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 …… 39
6. 役職員の報酬体系の開示
   （1）対象役員 …… 25
   （2）対象職員等 …… 25

**金融再生法第7条に基づく開示項目**

資産査定の公表 …… 13
（金融再生法に基づく開示債権）

**自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項（告示）**
**（自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示）**

自己資本の構成に関する事項（告示第2条第2項）
定性的な開示事項（告示第2条第3項）
定量的な開示事項（告示第2条第4項）
事業年度の開示事項 …… 46～52
   （1）自己資本の構成に関する事項 …… 46
   （2）自己資本の充実度に関する事項 …… 47
   （3）信用リスクに関する事項（リスク･ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く） …… 48･49
   （4）信用リスク削減手法に関する事項 …… 49
   （5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 50
   （6）証券化エクスポージャーに関する事項 …… 50
   （7）出資等エクスポージャーに関する事項 …… 50
   （8）リスク･ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 …… 51
   （9）オペレーショナル･リスクに関する事項 …… 51
   （10）金利リスクに関する事項 …… 52

**地域貢献に関する情報開示** …… 4～11･14･15

1. 全般に関する事項
2. 預金に関する事項（地域からの資金調達の状況）
3. 貸出金に関する事項（地域への資金供給の状況）
4. 取引先への支援等（地域とのつながり）
5. その他運用に関する事項
6. 今期決算に関する事項（決算の概要）
7. 文化的･社会的貢献に関する事項
8. 地域貢献の体制整備

**総代会等に関する情報開示** …… 26･27

1. 総代会の仕組み
2. 総代候補者選考基準
3. 総代の選任方法
4. 総代会の決議事項等
5. 総代の氏名

**連結ベースのディスクロージャー項目** …… 該当ございません

# 営業店舗のご案内

## 店舗一覧

ふれあいプラザ 平日/9:00～15:00迄ご相談を承っております。

貸金庫設置店　　払戻 スポーツくじ払戻業務取扱営業店舗〈お取扱時間 9:00～15:00〉　　18 19歳未満の方の購入又は譲り受けは法律で禁じられています。払戻金も受け取れません。

### 仙台市

| | 店番号 | 店舗名 | | 住　所 | 電　話 | 平日窓口営業時間 | キャッシュコーナーご利用時間 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 平日 | 土曜日・日曜日・祝日 |
| 青葉区 | 001 | 本店営業部 | 貸金庫 払戻 | 仙台市青葉区国分町三丁目5番30号 | ☎022－222－6010 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 008 | 宮町支店 | | 仙台市青葉区宮町四丁目7番14号 | ☎022－222－9029 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 010 | 北仙台支店 | ふれあいプラザ 貸金庫 | 仙台市青葉区昭和町4番2号 | ☎022－271－1351 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 011 | 八幡町支店 | | 仙台市青葉区八幡三丁目3番15号 | ☎022－261－2288 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 019 | 宮城町支店 | | 仙台市青葉区愛子東一丁目5番22号 | ☎022－392－5846 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| 宮城野区 | 017 | 高砂支店 | | 仙台市宮城野区栄二丁目5番30号 | ☎022－259－3838 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 028 | 岩切支店 | 貸金庫 払戻 | 仙台市宮城野区岩切字洞ノ口177番地の2 | ☎022－255－7811 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 029 | 福田町支店 | | 仙台市宮城野区福田町二丁目4番16号 | ☎022－258－6115 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| 若林区 | 003 | 連坊小路支店 | | 仙台市若林区連坊小路137番地の1 | ☎022－266－2266 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 014 | 卸町支店 | 貸金庫 | 仙台市若林区大和町五丁目10番10号 | ☎022－284－2626 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 016 | 六郷支店 | | 仙台市若林区若林六丁目3番10号 | ☎022－285－2116 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 023 | 七郷支店 | 払戻 | 仙台市若林区荒井三丁目5番地の7 | ☎022－288－9411 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| 太白区 | 004 | 長町支店 | 払戻 | 仙台市太白区長町一丁目3番32号 | ☎022－248－3581 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 013 | 西多賀営業部 | 払戻 | 仙台市太白区西多賀三丁目5番31号 | ☎022－245－5311 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 018 | 中田支店 | | 仙台市太白区東中田五丁目7番18号 | ☎022－242－1777 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 027 | 西中田支店 | 払戻 | 仙台市太白区柳生七丁目3番地の8 | ☎022－306－5232 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| 泉区 | 015 | 南光台支店 | | 仙台市泉区南光台東一丁目1番1号 | ☎022－252－0211 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 020 | 泉中山支店 | 払戻 | 仙台市泉区南中山三丁目1番地の4 | ☎022－379－4848 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 024 | 黒松駅前支店 | 払戻 | 仙台市泉区旭丘堤二丁目18番27号 | ☎022－234－6111 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 025 | 泉中央支店 | 払戻 | 仙台市泉区泉中央四丁目3番地の1 | ☎022－373－5561 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |

### 塩竈市

| 022 | 塩竈営業部 | 払戻 | 塩竈市尾島町28番12号 | ☎022－362－1151 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 043 | 玉川支店 | | 塩竈市東玉川町1番1号 | ☎022－364－0361 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| 044 | 北　支　店 | 払戻 | 塩竈市北浜四丁目8番8号 | ☎022－364－0351 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |

### 大崎市

| 021 | 古川支店 | 払戻 | 大崎市古川七日町11番8号 | ☎0229－22－2271 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

### 多賀城市

| 042 | 多賀城支店 | 払戻 | 多賀城市八幡三丁目14番17号 | ☎022－364－4646 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

### 宮城郡

| 048 | 七ヶ浜支店 | 払戻 | 宮城郡七ヶ浜町境山二丁目11番17号 | ☎022－366－7310 | 9:00～15:00 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

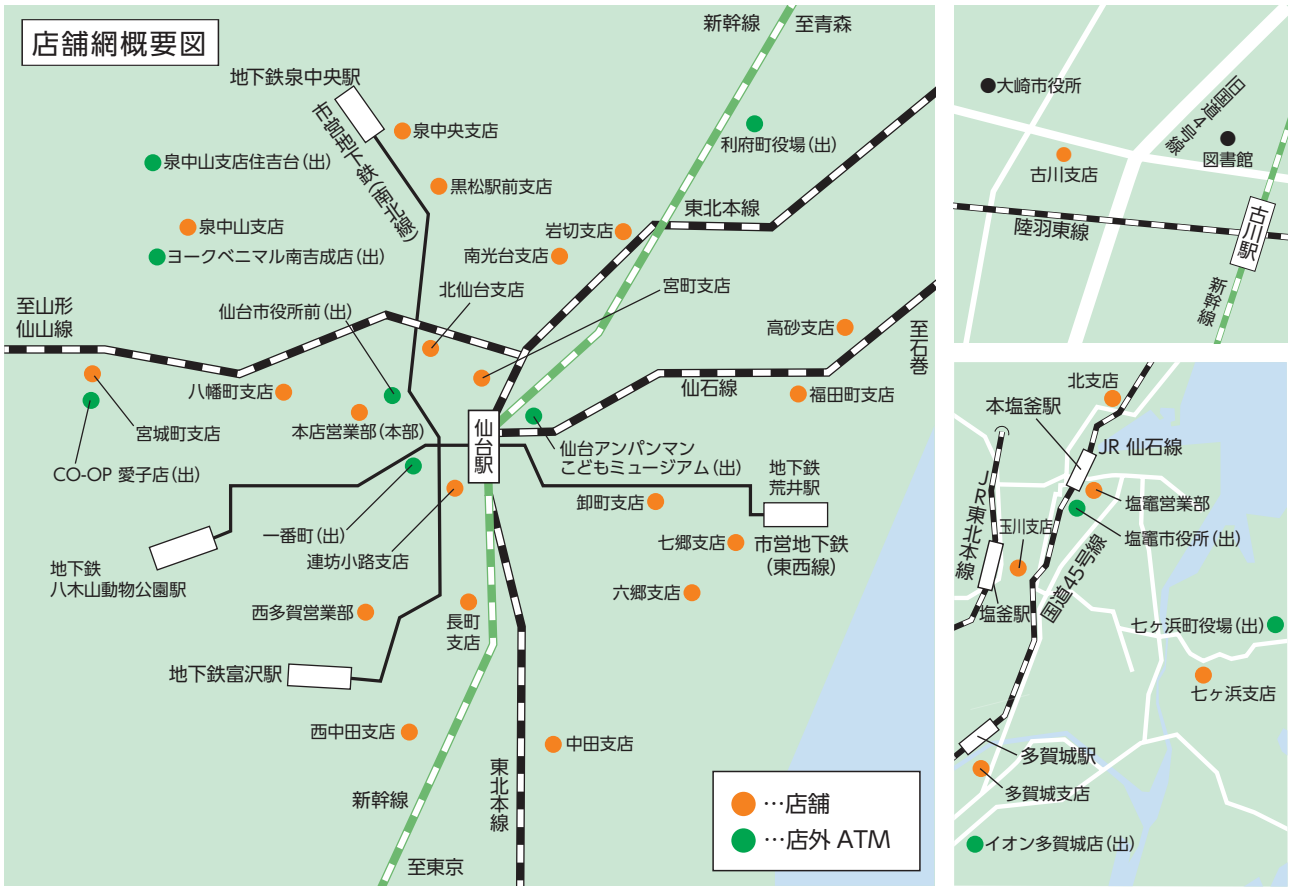


## みやぎネット

県内全5信金及び七十七銀行、仙台銀行が提携した
ATM相互利用サービス「みやぎネット」は
平日8:45～18:00までお引出し手数料無料でご利用いただけます。
なお、法人カードは本サービス対象外となります。

## 店外ATMのご案内

| | 店舗名 | キャッシュコーナーご利用時間 | |
|---|---|---|---|
| | | 平日 | 土曜日・日曜日・祝日 |
| 青葉区 | 仙台市役所前出張所 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | 一番町出張所 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| | ヨークベニマル南吉成店出張所 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| | CO-OP愛子店出張所 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 宮城野区 | 仙台アンパンマンこども<br>ミュージアム出張所（注1） | 10:00～17:00 | 10:00～17:00 |

| | 店舗名 | キャッシュコーナーご利用時間 | |
|---|---|---|---|
| | | 平日 | 土曜日・日曜日・祝日 |
| 泉区 | 泉中山支店住吉台出張所 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| 利府町 | 利府町役場出張所 | 7:30～21:00 | 8:00～21:00 |
| 塩竈市 | 塩竈市役所出張所 | 7:30～20:00 | 8:00～20:00 |
| 多賀城市 | イオン多賀城店出張所 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 七ヶ浜町 | 七ヶ浜町役場出張所 | 7:30～20:00 | 8:00～20:00 |

○ゆうちょ銀行カードはすべての店舗でご利用いただけます。
○他金融機関のカードをご利用になる場合は、お持ちのカードの種類により、ご利用いただけない曜日や時間帯があります。
○曜日、祝日に関わらずATMご利用時間内にお手続きいただいたお振込みにつきましては、即時に振込発信となり、ご指定のお受取人様の口座へ入金となります。ただし、お受取人様の金融機関が即時入金に対応していない場合や、お受取人様の口座の条件等により、即時に入金とならない場合があります。
○店外ATMでのお振込みは、キャッシュカードのみのご利用となります。(現金でのお振込みはできません。)
なお、土曜日・日曜日・祝日・12月31日・1月1日・1月2日・1月3日は、全てのATMにおいてキャッシュカードのみのご利用となります。(現金でのお振込みはできません。)
注1・設置先の都合(臨時休業、営業時間の変更等)により、ご利用できない場合がございます。

ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C014687

このディスクロージャー誌は
植物油インキで印刷しています。

ホームページアドレス
https://www.morinomiyako-shinkin.co.jp/

**杜の都信用金庫のシンボルマーク**

デザインコンセプトは、地域や人々の生活に貢献する「杜の都信用金庫」をイメージしています。「杜」を表す伸びていくグリーンの帯(M)が、「地域・お客さま」を表す円を優しく包む構図は、地域社会やお客さまの未来や夢に力を惜しまず貢献する誓いの意味を込めております。

**杜の都信用金庫は**
**「ベガルタ仙台」「東北楽天ゴールデンイーグルス」「仙台89ERS」の**
**オフィシャルスポンサーです。**

©1999 VEGALTA

©Rakuten Eagles

©SENDAI 89ERS